## 令和2年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

## おいらせ町議会 令和2年第4回定例会記録

	おい	らせ町議	会	4	令和2年第	<b>第4回定例会記錄</b>	₹		
招集年月日	令和2年]	令和2年12月8日(火)							
招集の場所	おいらせ町	おいらせ町役場本庁舎議場							
開 会	令和2年]	12月8日	午	前 1	0時02	分 議長宣告			
散会	令和2年]	12月8日	午	後	4時51	分 議長宣告			
	議席番号		氏	彳	<u>Z</u>	議席番号	Į	夭 ź	名
	1番	佐	々木		勝	2番	澤	上	勝
	3番	馬	場	正	治	4番	澤	上	訓
	5番	木	村	忠	_	6番	田	中 正	<b>→</b>
応 招 議 員	7番	目	野口	和	子	8番	平	野 敏	彦
	9番	沼	端		務	10番	吉	村敏	文
	11番	澤	頭	好	孝	12番	柏	﨑 利	信
	13番	西	館	芳	信	14番	松	林 義	光
	15番	楢	Щ		忠	16番	西	舘 秀	雄
不応招議員	不応招議員なし								
出席議員	15名								
欠 席 議 員	3番	馬	場	正	治				
	職	名	日	t	名	職	名	氏	名
	町	長	成	田	隆	副町	長	小 向	仁 生
		果 長	西	舘	道幸	政策推進		柏崎	勝徳
	財政管財		岡	本	啓 一	まちづくりり		成田	光寿
		果 長	福	田 .	輝雄		课 長	澤頭	
地方自治法第 121条の規定	保健こども		小	向	正志	介護福祉		田中	
により説明の	農林水産		三白	村山	俊介	商工観光		久保田	優 治
ため出席した 者の職氏名	地域整備病院事務		泉川	山原	裕 一 <u></u> 真栄子	会 計 管 教育委員会	理者数套息	佐々木 松 林	
		果長	柏	崎	和紀	社会教育・体		松山	
	選挙管理委員会		西西	舘	道 幸	農業委員会事		三村	
	監査委員事		赤	坂	<del>造</del> + チ 敏		1/4 //3 1/4	→ 11	- /1
		27 // 3 //							

本会議に職 務のため出 席した者の 職氏名	事	務	局	長	赤	坂	千	敏	事	務	局	次	長	高	橋	勝	江
	主	任	主	查	袴	田	光	雄									
	1	諮問第	第2号	人権	擁護	委員の	つ候補	甫者の:	推薦	につき	意見	を求め	りるこ	ことに	つい	て	
	2	議案第	第62号	おい	らせ	丁消队	方団彡	条例の-	一部	を改正	する	条例に	こつレ	いて			
	3	議案第	第63号	おい	らせ	丁国 5	<b>光健</b> 原	<b>長保険</b>	税条	例の一	部を	改正。	トる身	€例に	つい	て	
	4	議案第	第64号							事業の 例の一							固定
	5	議案第	第65号							条例の							
	6	議案第	<b>第66号</b>							等の事 る条例			及び道	運営に	関す	る基	準等
	7	議案第	第67号							ラ購入			吉につ	ついて			
	8	議案第		十和	田地	<b>工環</b> 均	竟整值	崩事務;	組合	の解散	につ	いて					
町 長 提 出 議案の題目	9	議案第	第69号	十和 いて		区環境	竟整值	請事務;	組合	の解散	に伴	う財産	を処分	及び	事務	承継	につ
	10	議案第	970号					条組合 と更に・		同処理 て	する	事務の	つ変す	更及び	十和	田地	域広
	11	議案第	第71号	し尿	及び剤	争化棒	曹汚》	尼の処?	分に	関する	事務	の委託	七につ	ついて			
	12	議案第	育72 <del>号</del>							計補正							
	13	議案第		いて						康保険							
	14	議案第	第74 <del>号</del>	令和 つい		度おり	いらせ	上町公:	共下:	水道事	業特	別会 	十補 ]	E予算 	(第	2号)	) に
	15	議案第	<b>第75号</b>	令和	12年月	度おり	らさ	せ町介	護保	険特別	会計	補正	予算	(第3	号)	につ	いて
	16	議案第	<b>第76号</b>	令和	12年月	度おり	らさ	せ町病	院事:	業会計	補正	予算	(第4	1号)	につ	いて	
	1	発議第	第3号	おい	らせ	丁議会	会傍耶	恵規則・	<b>の一</b> :	部を改	正す	る規則	川につ	ついて			
議員提出																	
議案の題目																	
成朱少煜口																	
開 議		午前1	10時(	0 2分													
議事日程		議長に	は、本日	目の議	事日和	星を必	たのと	こおり	報告	した。	(別	添付)					
		議長に	は、会談	養録署	名議員	員にど	大の2	 2名を	指名	した。							
A =30 := := :			-	1	ş		佐	<b>4</b> 7	木			勝		議」	員		
会議録署名																	
議員の指名			2	2	F		澤	_	上			勝	:	議」	Ę		

	議	案 の 経 過
日 程	発 言 者	発言者の要旨
	事務局長(赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
会議成立開議宣告	西舘議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。 なお、3番、馬場正治議員は欠席であります。 また、9番、沼端 務議員、13番、西館芳信議員は遅れてくるとの連絡がありました。 さらに、執行部からは、病院事務長が体調不良で欠席報告があり、 代理として病院事務次長が出席することを報告いたします。
	西舘議長	(開会時刻 午前10時02分) 日程第1、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見 を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 (成田 隆君)	おはようございます。 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります西舘あい子氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 西舘氏は、平成21年4月より、現在に至るまでの4期12年、人権擁護委員として在任し、町内外の小中学校での人権教室では、教育者としての経験を生かしながら率先して講義を行うなど、積極的に活動されております。人権擁護に関する経験も豊富であり、周囲の人望も厚く、人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、

候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろし くお願い申し上げます。 西舘議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対するものの討論を許します。討論ありません か。 \*\*なしの声\*\* (議員席) なしと認め、討論を終わります。 西舘議長 これから諮問第2号について採決をいたします。 本案は、これを適任とすることにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案はこれを適任とすることに決しました。 西舘議長 日程第2、議案第62号、おいらせ町消防団条例の一部を改正す る条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。 当局の説明 まちづくり防災課 それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。 議案書4ページ、5ページをご覧ください。 (成田光寿君) 本案は、消防団員の適正な定員管理を図るため、消防団員の定数 を改正するとともに、団員確保の観点から退職年齢を引き上げるた め所要の改正を行うもので、施行期日を令和3年3月31日として おります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書 48ページをご覧ください。 まず、定員の関係でありますが、第5条の団員定数について、近 年の消防団員数の減少に伴い、条例定員360人に対し、本年4月 現在の団員数300人と乖離が出てきたことから、実情に応じた適 正な定員管理を図るため、条例定員を320人に減数改正するものであります。

次に、退職年齢の関係でありますが、高齢化の進展に伴い、活躍できる年代層が延びてきていること、また、減少している消防団員を維持・確保するため、退職する年齢を引き上げるものであり、近隣市町村の状況も踏まえながら、第6条第1項第2号の本団付分団長、分団長及び副分団長については、満65歳から満68歳に、同項3号の部長、班長、その他団員については、満60歳から満65歳に、それぞれ改正するものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、平野敏彦議員。

質疑

8番

8番、平野です。おはようございます。

(平野敏彦君)

私は、町長の提案理由で、消防団員の適正な定員管理を図るために減数改定するという提案でありますけれども、この減数をして40人が減るわけですけれども、団員定数の中で地域分団の枠組みというのは、これでどういう形で示されるのか、確認をしたいと思います。

もう一点は、役職については68歳、部長、班長が65歳ということで、5歳と3歳、満年齢が引き上げられることになるわけです。いろいろな意味で、今、火災の状況を見るときに、非常に、住家そのものの造りが、化学的反応とか様々なものが想定されるわけで、こういう対応というのは、年齢的に引き上げても大丈夫、対応できるのかという思いがある。例えば、若い人のような形で機敏に動く、消火活動する。そういうのがちょっと、例えば、ちょっと作業的に遅くなって災害に巻き込まれるとか、そういう心配がないかどうか。この2点についてお伺いします。

西舘議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

お答えいたします。

長

(成田光寿君)

まず1点目、地域にある各分団の定数はということの問合せでございますが、各分団ごとの定数等は定めてございません。消防団規則のほうに各団員の職制ごとに分けた定数がございますが、分団ごとの定数は特に定めてございません。

それから、年齢を引き上げることについてでございますが。こちらのほう、役職につきましては65歳から68歳に、一般団員については60歳から65歳に引き上げましたが、このあたりの年齢につきましては、周辺市町村等の状況も鑑みながら、大体いいところの年齢で決めたものでございます。

確かに、平野議員おっしゃるとおり、年齢そのものが上がりますので、火災の対応等大丈夫かというご心配もあろうかと思いますが、昨今の社会情勢といいますか、健康の、何ですかね、働き具合見ますと、皆さんそれぞれ60歳ぐらいでもまだまだ現役で働いている方結構いらっしゃいますし、まだまだ十分活躍できる年齢かと思ってございます。また、危険な場面に遭遇した場合は若い団員が対応するとか、そのあたりは、各団のほうでいろいろ工夫しながら対応するかと思ってございます。

以上です。

西舘議長

8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

今の説明ですと、定員だけを減数するということで。現在、各分団トータルしたのが300人という答弁ですけれども、そうすると、例えば分団によっては激減しているところもあるし、例えばその現状を確保している分団もある。そういうのから見たときに、例えば、私のほうの甲洋小学校区、その分団の中で、世帯も減っていれば団員も減っていくと私は思うんですよ。やはり、ある程度、そういう目標、そういうものを立てながら、最低限この分は確保しなさいとかというふうなのの示しはないんですか、各分団に対して。

それと、もう一つは、今この300人の中で、これ以上もう団員が増える見込みがないということなのか、それで320人にしたのか。ここまで引き上げていきますよ。それとも、今の300人を基準に、上限を320人に定めたということなのか。この辺、ちょっと、ただ40人減らしたということでは、理解に苦しみます、私は。なぜそういう形になっているのか。現在は300人しか団員がない。

それでも定員を320人にしていくんだと。将来的には、この分団 の統合とか見直しとか、そういうの前に議論になったんですけれど も、全然その辺が加味されていないんじゃないですか。各分団の見 直しをして、今、消防の場合は、下田、百石分団ということになっ て、統一した形でのおいらせというふうな名前に、いつになったら どういう見通しがついて、統合になるんですか。

それと、各分団の団員数が少ないところ、それから、隣の世帯の、 この分団との境界の中で、これ1つにしたほうがいいんじゃないか というところも前あったような話をした記憶があるんですけれど も。その辺の見直しはどういう形で進んでいるのか、もう一つお聞 かせをいただきたいと思います。

それと、団員の年齢の引上げについては、火災だけではないわけですね。消防の災害ですから、水害もある、津波もある。いろいろな意味で、ほかの災害に対応した、この年齢的な部分でも十分対応できるという認識であれば、私はそれでよしとしますけれども。その災害によっては、水害とかそういう部分は、ちょっと間違えば、例えば濁流にのまれるとか、そういう危険もあるわけで。本当にこういう形での年齢を引き上げても大丈夫だと、対応していけるんだという考えであれば、もう一回、ただ周辺町村に見合わせたということであれば、私は考え方がちょっと甘いんじゃないかと思います。この2点、もう一回お願いします。

西舘議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(成田光寿君)

お答えいたします。

質問が多々ございましたので、もし答弁漏れ等ありましたらご指 摘いただければと思ってございます。

まず、各分団に対しての入団の関係でありますが、各分団のほうには、新規団員の確保についていろいろお願いをして、各分団でもいろいろ取り組んでいただいているところであります。

それから、あと、分団によって激減しているところもあるのではないかというお話でした。実は、各分団の人数ですが、多いところで24名、少ないところでありますと9名ということで、10名切っているところもあります。最低限10名はやっぱり確保していただきたいというところですが、実際は切っているところもあります。

よって、2か月に1回ぐらい幹部会議等開いておりますが、その中でも、各分団のほうに団員確保についていろいろお願いをしているところであります。

それから、320名の考え方でありますが、これにつきましては、何ですか、ある程度対応可能なところということで、320名を設定したところもあります。もともと360名でずっと推移していたわけですが、実はこの320名という数字です、平成28年、平成29年、五、六年ぐらい前でありますが、その頃の団員の実員数を見ますと、326名から324名、大体320名ちょっと、ずっと三、四年、推移しておりました。それが最近激減して、310名、300名というように減っておりますので、少なくても四、五年ぐらい前の320名ぐらいには持っていきたいという考え方の下で、320名というものも設定してございます。

それから、あと、分団の統合の関係でありますが、過去の議会においても、再編のところは答弁申し上げているところでありますが。昨年度の暮れの消防団の幹部会議の中で、各分団の再編の考え方等、町のほうで一定の方針案みたいなもの、たたき台のようなものをお示しして、今年度から各分団といろいろ協議をしているところであります。それで、まず、各分団の状況等を把握するためのアンケートからやろうということで取り組んでいるところであります。過去の歴史とか地域実情等がありますので、すぐにはというのはちょっと難しいものがありますが、まず取り組んでいるところは事実でございます。

それから、あと、定年の関係でありますが、こちらのほうも幹部会議等の中で協議して定めておりますし、特に一般団員のところでは、60歳の定年というのはちょっと早いという声もありました。近隣市町村の中でも、60歳というのは一番低い年齢であります。それから、役職の65歳というのも、近隣市町村の中でも一番低い年齢でありますので、消防団とも協議した上でこの年齢を設定したものであります。

もし答弁漏れありましたら、ご指摘いただければと思っております。

西舘議長

答弁漏れですか。……答弁漏れあろうかと思いますが。答弁漏れ ありますよね。 8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

今、答弁してもらって、大体理解をすることもできました。

特に私が心配するのは、火災だけではないということですよ、消防の場合は。今、想定外の災害が発生しているわけですから、発生するわけですから、例えば水害でも。そういうときに、ある程度、その年齢的に引っかかる部分もあるなという、水害とかそういう部分。火災ですと、見える部分で対応するわけですけれども。

それと、他の近隣の自治体、そこでも引き上げている。結局、引上げするということは、団員の確保が容易でない部分があるわけですよね。だから、ある程度引上げをしなければならないというのも根底にあるんではないかなという思いがあります。

それと、やはり一番肝心なのは、この消防組織の、前々から質問 があって、見直し、分団統合、そういうものが議論になったんだけ れども、この定数を削減するだけで、それらの消防に関わってきた 部分のどういう経過を踏まえてこういう削減をするんだと。分団の 見直しをすればこうなる、ここの地区のところはこう統合しますと かいうことで定員が減りますよというふうなのであれば、あ、なる ほどなというふうな、私は理解するんですけれども。ただただ総体 の人数だけを減らして提案するというのは、もっと中身的な部分、 現場に即した考え方というのが示されていないわけで。だから、お いらせ町合併しても、それなりに期間たっているんだけれども、ま だ一向にそういう旧組織のままを引きずっているということ自体 が、町長も前、話しているんだけれども、見直しをして、ちゃんと 時期になればということで話している。いつまでたってもこれだと 変わらないんじゃないですか。私は、ほかのほうでは、公共施設と か様々なものの維持経費とか、金がかかるとか言っているんだけれ ども、基礎的な部分もやっぱりちゃんと見直すところは見直す。そ してまた、災害対応もこういう改善をして、こうでやっていきます よという説明があってしかるべきじゃないかと思うんですけれど ŧ.

町長、どう思いますか。私ちょっとこれだと、ただただ数減らせ ばいいという思いのような感じがするんですけれども。

西舘議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(成田光寿君)

お答えいたします。

まず、災害とか火災時の対応でございますが、確かに定員が減ることによってご心配な部分もあろうかと思っております。ただ、実際、有事の際は、現在300人の消防団員がいますが、全員が出動するわけではありません。そのうちの半数、もしくは6割、7割ぐらいが現場に出動することになりますので、その中で対応かなというふうに思ってございます。

それから、消防団の再編につきましても全然動いていないわけではなく、先ほども説明したとおり、昨年度の暮れ、具体的な案を事務方で整理いたしまして、それを消防団に提示したところであります。アンケートを取りながら今進めているところでありますので。確かに、急に見直し方針等が決まるわけではありませんが、とにかく検討に向けて動き出したということをご理解いただければと思ってございます。

それから、定員の考え方でありますが、確かに平野議員おっしゃるとおり、消防団の再編等があって、ある程度の人数が減って、それに合わせた条例改正という考え方もございますが、現在、条例定数360人に対して実団員数が300人と、60人の差があってございます。さらには、消防団員の災害補償組合の負担ですね。何かあった場合の補償組合に対する負担金が、1人当たり約2万2,000円ぐらい、条例定数でお支払いしている形になってございます。よって、実団員数60人の差がありますが、百二、三十万円ぐらい、実態とかけ離れた金額を毎年払っている状況にありますので、それらも踏まえた上での、まずは実団員数に近いあたりに改正しようという理由もありますことをご理解いただきたいと思ってございます。

以上です。

西舘議長

町長。

答弁

町長

(成田 隆君)

消防団の統合ですね。今、事務方で少しずつではありますけれど も進めるように、幹部、団長含め副団長あるいは分団長の方々と相 談をしているということでありますので、もう少し時間かかるのか なという気がしている。と申しますのは、やはりいろいろな部分で 消防は義勇的精神ということで、そう簡単に、あんた方はもう要らないとかそういうわけにいかない。あくまでも本人たちの意思を尊重しながら、徐々に外堀を埋めるというんですか、納得するようにして妥協していかなければならないのが1つ。

そしてまた、先ほど、65歳になって果たして働けるのかと言い ますけれども、人生100歳時代が来ています。役場でも再任用と いうことで65歳まで延ばしているし、そういう部分で、現地、外 見ますと、建設業者さんの中にも70歳近い人たちも働いています。 また、農家であれば80歳まで働くのは普通ですし。そういう部分 で問題ないと思いますし、また、私は、常に言っていることは、危 険なところには行かないでほしいというの、来賓で出てくださって いるときの訓辞とかお祝いとかでも述べている。命をかけてまで消 防団で奉仕する必要はないから、危ないと思ったらすぐ離れてくれ ということは常々言っております。それでまた、幸いなことに、北 部にも分遣所もう造ってもらいました。そういう部分で、危ない部 分、あるいは重要な部分、本職の消防団にお願いしてありますので。 あくまでも、先ほど平野さん言っている、津波の後始末、あるいは 山火事、原野火災、そういう部分で、やはり昔からのことわざ、子 供でもいいから人数いれば役に立つということでありますので、そ ういう部分を含めて定員はやはり確保したいな、そのためには65 歳まで延ばして、何とか手伝ってもらいたいなというのが本音であ りますので。その働けない人たちは自分から身を引いているはずな ので、自分で役に立つという思いで来てくれているので、その方々 の意思、行動等は尊重しなければならないと思っていますので、よ ろしくお願いします。

西舘議長

次に、1番、佐々木 勝議員。

質疑

1番

(佐々木 勝君)

1番、佐々木です。

2点、3点ぐらいかな、ちょっとお聞きしたいんですけれども。 今の現在の平均年齢、団員の、何歳ぐらいなんでしょうか。

それと、ある団長からちょっと話を聞いたんですが、例えば、現場で明かりをともす投光器等がもう古くて、昔の電球ですよね、照らしても暗くて団員の安全が確保できないという話も聞いています。ところが、その話をしたら、自分で買ってくれとか言われてい

るという話をしていました。それでやっぱり、この消防団員が減っている中で、やっぱり出て、65歳でも、住民のため、町のためと思えば、まだまだ働きたいという人がいっぱいいると思うんですが、ただ、団長とすれば、団員の安全が確保できない場合は出られないという話をされていました。

そういった部分で、消防団のほうから、そういった器具、年数が 古いものに関しては、やっぱり確保のために新しいのをやって、ま ず第一に団員の安全の確保を保つと、取るということが大事だと思 います。だから、そういった意見を聞いて、やっぱり少しでも、消 防団の話を聞いて、器具、備品をそろえてほしいなと思うのと。

例えば、月1回かな、消防の点検をしているそうです。消防車を 走らせたり、発電機をかけたり、いつでも対応できるように、そう いった点検をしているそうなんですが。例えば、発電機もやっぱり かからないときもありますから、そういったことがないようにかけ てやっていても、やっぱり燃料食いますよね。そういうのも自分で 買ってくれと言われているそうです。それは団長から聞きました。 ある団長からですね。

そういったことで、年齢を引き上げるのはいい、引き上げるというか、団員確保のためにはやむを得ない部分もあると思うんですが、安全を確保しないと、やっぱり一番、消防の、何ていうのかな、後押しするためには必要だと思うので、その辺、今後どう考えているのか、お聞きしたいと思います。

西舘議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長

(成田光寿君)

3点ほどご質問いただきました。

まず1点目の平均年齢でありますが、令和2年の4月1日現在で44.4歳となっております。

それから、2点目。投光器のお話が出ました。ちょっと事実は私のほうも掌握してございません。一般的には、各分団で消防活動に必要な備品等は町のほうでちゃんと対応しているという認識でおりましたので、対象となる分団等、後で教えていただければ、事実確認したいと思ってございます。

それから、3点目も同じような形でありますね。発電機を動かす際の燃料の話です。そちらのほうも、必要なものであれば町のほう

で手当てするものと認識してございますので、対象となる分団等、 後で教えてもらえれば、事実等確認して対応したいと思っておりま す。 以上です。 西舘議長 1番。 質疑 1番 はい、1番です。 (佐々木 勝君) ということで、これは、現に団長から話を聞いていますから、間 違いはないと思います。課長が対応しているわけじゃなくて担当者 が対応していると思うので、担当者のほうと打合せして、その辺を 改善しないと動けないよという話をしていましたので、ぜひこの辺 は。それで、分団でためている金を使ってガソリン買っているんだ よという話までしていました。そこまでやっぱり負担をかけるのは いかがなものかなというか、かけてはいけないし、やっぱりいつで も気持ちよく対応するという気持ちを持たせる、意志を高めてもら うには、そういった部分で対応したいなと思いますので、これはぜ ひ、もう一度聞いて、その部分は対応願いたいなと思いますので、 どうでしょうか。 まちづくり防災課長。 西舘議長 答弁 まちづくり防災課 お答えいたします。 いろいろとご心配等おかけしております。2か月から3か月に1 長 回ぐらい、消防団の幹部等が集まる幹部会議というのがございます (成田光寿君) ので、その中でも確認しながら、必要なものをきちんと手当てでき るようなことを徹底していきたいと思ってございます。 以上です。 西舘議長 1番。 質疑 1番 団長からぜひその辺も聞いておいてくれないかということなの で、ぜひよろしくお願いします。 (佐々木 勝君) 以上です。

ほかにございませんか。 西舘議長 6番、田中正一議員。 質疑 6番 ただいま消防団の人員の削減とか、様々話し合われているんです (田中正一君) けれども。私はこれについては、300人、320人ですか、これ については、私は賛成します。 というのは、今、何名かん名といっても、なかなか集まってきま せん。私も地元にいて、サイレンが鳴ると、私もその癖があるもの ですから2分団のほうへ行っているんですけれども、タンク車持っ てれもなかなかない。みんな勤めている。それだって若い人は経験 がないものですから、操法なんかもやったことないのがいっぱいい るんですよ。それで、慣れたらどうだといっても、なかなか仕事の 都合上、これもできないということですね。地元でも四苦八苦して いるような状況であります。

今、統合したらどうかというような話ですけれども、いや、これ はいずれは統合しなければやっていけないのは私も認めます。ただ、 この消防団、歴史があるんですよね。百石、下田という、この歴史 が。何ていうんですか、競争するんだというような。過去にもあっ たんですけれども、今現在もそうです。あれどの自由になるってか というような気持ちなんですよね。ですから、私は、これは統合は 時期尚早見て、統合の話をしていかなければならないのかなと、こ う思っております。これは私の自己判断で、これはできるものじゃ ないですけれども。前歴代の 団長も、なかなか難しいなという のを、私にも話してくれました。というのは、この団長にしても、 いろいろな歴史があるんですよ。あれだこれだと私は言えないんで すけれども。それで、統合となれば、いや、町長はそれは今から考 えていかなければならないのは、これは当然です。おいらせ町です から。百石、下田じゃないですから。ただ、今の現状は、百石、下 田で活動していかなければ、分団の各団のまとまりがついていかな いと、私はこう思っています。

それで、今、ガソリンの話が出ました。発電機とか様々。何で分 団のお金を使わなければならないのかと。これ、各火災があった、 また、点検どきにガソリンがなければ、指定されているガソリンス タンドに行って、みんな投光器やら発電機やらに入れてきていると 思います、私は。これ分団に出させるということは、甚だ私は遺憾

		に思います。分団長が言ったということであれば、過去にも、どこ
		の分団か知りませんけれども、「いやあ、銭っこなくなった、前借 
		りしてできないべか」と言った分団長があったというような話聞き
		ましたけれども。結局、分団に金使えばそれだけ、ガソリンでも使
		えば、これが前借りしなければならないかもしれません。ただし、
		そこなんですよ、私言うのは。いや、下田の消防団はどうなってい
		るか、まだ知りませんけれども、百石の消防団もどうなっているか
		分かりません。我々のところの消防団は昔から、1年のそれこそ報
		酬、これを積み立てておいて、そして様々な分団の会議とか何とか
		というのに使っているわけですよ。町に、会議のたびに、金出せま
		せんかというふうなことはいまだかつてありません。
	西舘議長	6番議員、討論ですか。
EE L7	0.75	
質疑	6番	いやいや、討論でもない。ただ、今、これが今、こういうもんだ
	(田中正一君)	よということを、ちょっと今お知らせしておいているところです。
		それで、いろいろ、消防団においても、災害とか水害とかという
		のが、これはあります。ありますけれども、これを考えれば切りが
		ないですよ。自衛隊もあるし。様々お願いしていかなきゃならない。
		常備消防もありますしね。ですから、そこのところ、今、油、個人
		的に持たせた分団にはありませんと言いましたけれども、間違いな
		いでしょう。そこのところを1つ。
	西舘議長	まちづくり防災課長。
	四时极火	よりラくり例外体区。
答弁	まちづくり防災課	   燃料とか投光器の関係で、確認でご質問ありました。
	長	先ほど、佐々木 勝議員のときも答弁申し上げましたが、事実関
	(成田光寿君)	   係等、私自身承知しておりませんというか、ちゃんと理解しており
		ませんので、そのあたりをちゃんと事実確認をして、今後来たる幹
		部会議の中で確認等していきたいということでございます。ご理解
		をお願いいたします。
	西舘議長	   6番。
質疑	6番	議長、大変申し訳ありません。

(田中正一君)

私、この辺で終わりにしたいと思いますけれども。私は、320 人ですか、今、改正するのは320人とするとあるんですけれども、 私は、これでいいじゃないかなと、こう思います。

以上です。終わります。

西舘議長

ほかにございませんか。 14番、松林義光議員。

質疑

1 4番 (松林義光君) 災害補償の負担金ですか、正式な名称ちょっと分かりませんけれ ども、条例定数に基づいて支払いますよという話であります。

それで、今度、320名になります。実数は、今現在の消防団員数は300人ですよね。この条例を300人にして、300名の負担金を払うと。それで、仮に320名に消防団員が増えた場合は、どのような支払いになるんでしょうか。あくまでも条例定数に基づいて負担金を払うということでしょう。そこ1点お伺いしたいと思います。

それから、今いろいろな方々からいろいろな意見が出ております。 田中議員は、現在の消防団員定数は賛成していますと。それで、消防の再編は今すべきではないという話であります。ただ、皆さんご承知のとおり、消防団員の定員確保、私は極めて厳しい現実にあると思います。今300名、320名ですけれども、またこの320名の定員確保、厳しいなと思っております。ほとんどがサラリーマンが多いんです。あえて言うならば、うちのせがれも消防団員に勧誘されました。仕方なく、親の顔を立てて消防団員に入りますと、こういう話であります。ですから、厳しいなと、こう思っております。

もう合併してから14年、15年ですか。再編は、今アンケート 取っておりますという話であります。私は、なかなか思うように進 まないかもしれません、だが、決断するときは決断しなければなら ないと思います。例えば、旧下田。間木、木崎、秋堂。百石町に行 くうちに、3か所の消防団があります。三本木、三田、それぞれ消 防団が存在しております。旧百石、分かりません。実態は分かりま せんけれども、面積はかなり旧下田より狭いと思います。その中に、 9分団が存在しております。こういうことを考えますと、もうそろ そろ再編する時期に来ているのかなと、こう私は認識をしておりま す。

それから、先ほど平野議員も言っておりましたけれども、もう合併して14年以上ですか、いまだに下田、百石、分かれての消防団であります。これは、いろいろな問題があるかもしれません、あるかもしれませんが、おいらせ消防団に衣替えをする時期だなと、こう思っております。私は消防団の活動には敬意を表します。有事に備えて24時間勤務体制であります。ですから、本当に頭が下がる一方でございますけれども、その辺、副町長、消防団の再編について、副町長の認識をお伺いしたいと思います。

西舘議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(成田光寿君)

お答えいたします。

まず1点目の公務災害の補償等の負担金の関係でありますが、こちらは、毎年度、10月1日現在の条例定数で組合にお支払いしているものであります。よって、来年度の負担金も、今の条例改正が来年の3月31日でありますので、10月1日現在となりますと360人の積算で来年度はお支払いすることになります。今後、実人員が300人でありますが、条例改正ご議決いただければ320人になります。それで、320人を仮に超えた場合ですが、そのときも計算の考え方としては条例定数320人になりますが、実際、定員の考え方として、条例定数より実団員数が上回るというのは好ましくありませんので、万が一実人員数が320人を超えた場合は、定数を引き上げる改正をすべきものと思ってございます。

再編等の考え方につきましては、副町長から答弁していただきま す。

西舘議長

副町長。

答弁

副町長

(小向仁生君)

消防団の再編統合についての副町長の考え方ということで、ご質 問いただきました。

合併から確かにもう14年ほどたって、統合がなされないのがこ の消防団だけだと思っております。それは、先ほど来言っておりま すけれども、なかなか、ボランティアで務めてくれる人たちの思い というものがあれば、なかなかこの統合も難しいのかなということ で、今まで再三、消防団のほうには統合をすべきということで依頼 をしてきたところなんですが、進まないというのが現状でありまし た。

ただ、このような状況にあって、今、質問が多く寄せられておりましたので、これは、統合ということ、それから消防分団の再編ということをスピーディーに進めたいなという思いがしております。ですから、この議会の報告を幹部会議のほうでまた一度提案して、早めに進めるということでの取り方というんですか、それをやっていきたいなと考えております。

こんなところでよろしいでしょうか。

西舘議長

14番。

質疑

14番

(松林義光君)

町長が言う消防団、義勇団であります。昔から私もそういう話を 何っております。田中正一議員が言う、各分団には歴史がある。全 くそのとおりだと思います。余談になりますけれども、うちの直系 も消防の分団長をやっておりました。木ノ下の氣比神社祭り、各消 防団長が氣比神社に来まして、帰りは我が家に回って、1泊2日ぐ らいで飲んでいったものであります。そのくらいの義勇団だったと 思います。

ただ、副町長、毎年、毎年、ポンプ車購入。最初は合併特例債でポンプ車購入。それから車庫というんですかね、ポンプ車を入れる建物、毎年、旧百石、旧下田、交互に毎年更新して、建物を建ててやってきております。消防で新しいポンプが入ると、私はなかなか再編にはつながっていかないと、障害が出てくると思っております。その辺もやはり考えて、これからポンプ車の購入とか車庫の建て替えとか、その辺も考えていくべきであると。このことを要望しておきます。

終わります。

西舘議長

ほかにございませんか。いや、いいです、副町長いいです、要望 ですので。

ほかにございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから議案第62号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

日程第3、議案第63号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

当局の説明

税務課長

(福田輝雄君)

それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

本案は、平成30年度税制改正において、個人所得課税の見直しによる給与所得控除及び公的年金等控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除額を一律10万円引き上げる改正が令和3年1月1日施行されることに伴い地方税法施行令の一部改正が行われたことから、国民健康保険税の税額に係る所得の基準について、保険税の軽減措置に影響を及ぼさないように所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容につきましては、添付資料の新旧対照表でご説明いたしますので、49ページをご覧ください。

国民健康保険税の減額に係る第23条第1項第1号から第3号中、減額に係る所得の基準である33万円を、個人所得課税における基礎控除額の引上げに合わせ43万円に改めるとともに、所要の規定を追加しております。

50ページ下段をご覧ください。

附則第11項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、第23条で行う減額に係る所得の基準の見直しに合わせた規定の整備を行い、施行期日を令和3年1月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 なしと認め、討論を終わります。

これから議案第63号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

日程第4、議案第64号、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

当局の説明

税務課長

それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。

(福田輝雄君) 議案書9ページをご覧ください。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、引用条項等の所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容につきましては、添付資料、新旧対照表でご説明いたしますので、52ページをご覧ください。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正により、同法第24条が第25条に繰り下げられたため、第1条中段「第24条」を「第25条」に改め、元号改正に伴

【青森県上北郡おいらせ町議会】

い第2条上段「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」 に改めるものであります。

また、この法律の改正に伴い、第2条中段、地域経済牽引事業の 促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方 公共団体等を定める省令の名称が改正されたため、省令の名称を改 め、施行期日を公布の日からとするものであります。

なお、この条例は、知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に 基づく事業に要する土地、家屋、償却資産を取得した場合、3年間、 固定資産税の課税を免除し、当該事業を支援するものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、平野敏彦議員。

質疑

8番

8番、平野です。

(平野敏彦君)

1点だけ。

今、課長の説明ですと、知事の承認を得たという説明がありますけれども、この「おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設」とありますけれども、この施設というのはどういう施設をいうのか、具体的にお知らせいただきたいと思います。

西舘議長

税務課長。

答弁

税務課長

(福田輝雄君)

それでは、施設というよりも、地域経済牽引事業のほうで説明させてたいだきたいと思います。

ここでお話しする事業につきましては、地域における産業の集積、 観光資源、特産物等の自然、経済的及び社会的な観点から見た地域 の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡 大、受注の機会の増大、その他、地域の事業者に対する相当の経済 効果を及ぼすというものが、この事業になります。

実際にじゃあ施設では何かといいますと、倉庫であったり、事業 所であったり、そういう部分を含めた形で、固定資産税がかかるも のに対して軽減する形になっています。

1	1	
		以上です。
	西舘議長	8番。
質疑	8番	そうすると、今、言ったように、こういうふうな、県の知事の承
	(平野敏彦君)	認を受けて、産業の振興とか、地域の特性を生かした、結局、経済
		   活動する、生産をする、それに関わる倉庫とか事業所が対象になっ
		て、税の軽減を得られるということで理解していいですか。(「は
		い」の声あり)分かりました。
		V. V. W. V. M. V. L. C.C.
	西舘議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第64号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。
		(休憩 午前10時58分)
	西舘議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前11時15分)
	西舘議長	日程第5、議案第65号、おいらせ町子ども医療費助成条例の一
		部を改正する条例についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		保健こども課長。
当局の説明	保健こども課長	それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。
	(小向正志君)	議案書の11ページ、12ページをご覧ください。新旧対照表は
		53ページになります。
	1	

		本案は、平成23年10月から実施しております、中学生までの
		医療費を無料とした給付制度について、平成26年12月及び平成
		29年12月の二度、3か年とした時限措置規定を改正し延長して
		おりますが、平成29年12月に延長した期日が令和3年3月をも
		って満了することから、子ども・子育て支援策として有効であり、
		子育て世代に浸透している本制度の時限措置規定を廃止し、無期限
		とするため、附則第2項の条例の失効日及び第3項の失効に伴う経
		過措置を削ることを提案するものであります。
		以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。
		8番、平野敏彦議員。
質疑	8番	1点だけ確認をしたいと思います。
	(平野敏彦君)	時限、3月31日で失効する条例をずっと無期限とするというこ
		とについては賛成をいたします。
		ただ、この子ども医療助成費というのは、県内、全市町村が実施
		しているかどうか。やっていないところもありますか。ちょっと確
		認したいと思います。
	西舘議長	保健こども課長。
	四的哦又	MECCOME.
答弁	保健こども課長	8番、平野議員の質疑にお答えいたします。
合并	(小向正志君)	
	(小阳正芯石)	中学校までの医療費助成を行っているのは、県内全市町村で実施
		しているところであります。ただ、市町村によっては、入院のみと
		しているところもあります。
		以上です。
	西舘議長	8番。
質疑	8番	たしか制限をしているところもあったなという思いがあって、入
	(平野敏彦君)	院のみとかそういう部分も自治体によってはあるということです
		が。

当町で、中学生まで無償、医療費の助成をするわけですけれども、 実際にこれまで年間どのぐらいのこの助成がされているのか。例え ば、子供たちの予防接種とかそういうふうなのの部分も対象になっ ているのか。この辺お聞かせいただきたいと思います。 保健こども課長。 西舘議長 答弁 保健こども課長 お答えいたします。 (小向正志君) 3か年の平均ですと、年間助成額としては、5,900……約6, 000万円ですね。それに手数料200万円含めまして、大体6, 100万円程度、毎年助成している形になります。 予防接種が含まれるかどうかという部分については、こちらのほ うは保険の適用となっている部分としておりますので、例えばイン フルエンザは保険適用外でありますので、そういうのは対象になっ てはおりません。 以上です。 西舘議長 よろしいですか。8番、よろしいですか。(「はい、いいです」 の声あり) ほかにございませんか。 \*\*なしの声\*\* (議員席) 西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 \*\*なしの声\*\* (議員席) 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第65号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 \*\*なしの声\*\* (議員席) 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第6、議案第66号、おいらせ町指定居宅介護支援等の事業 西舘議長 の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。 議案第66号についてご説明申し上げます。 当局の説明 介護福祉課長 (田中淳也君) 議案書の13ページをご覧ください。 本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業 所の管理者要件の緩和と経過措置期間の延長を行うため提案するも のであります。 改正内容を説明しますので、54ページ、新旧対照表をご覧くだ さい。 第6条第2項では、やむを得ない理由により主任介護支援専門員 の確保が困難な場合には、介護支援専門員を管理者にすることがで きる規定をただし書により追加するものです。 附則第2項は、平成33年(令和3年)3月31日までの経過措 置期間を令和9年3月31日まで、6年間延長するものです。 附則第3項は、令和3年3月31日時点において介護支援専門員 が管理者である場合で、令和3年4月1日以後も引き続き管理者で ある場合に限り、第2項で規定した経過措置期間の延長を適用でき るものとするものであります。 なお、この条例は、令和3年4月1日から施行し、附則の改正規 定は公布の日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 8番、平野敏彦議員。 質疑 8番 8番、平野です。 (平野敏彦君) ちょっと私、教えていただきたいのが、町に指定居宅サービス事 業所というのは何か所あるか、1つお知らせいただきたいと思いま す。

それと、この基準を改正するに当たって、こういう専門員が不足しているから、やむを得ない理由ということでこの幅を広げて、介護支援専門員を前項に規定する管理者にすることができるということで書いてありますけれども、この背景は何なのか。要員の確保が難しい、そういうのでこの幅を広げて、こういうふうな、上のほうまで兼務といいますか、その仕事をさせることができるということで解釈していいのか。

この2点お願いします。

西舘議長

介護福祉課長。

答弁

介護福祉課長 (田中淳也君)

お答えいたします。

まず1点目の事業所数になりますが、おいらせ町にある事業所は 全部で10か所ありますが、現在休止中が1か所ありますので、実 働しているのは9か所になります。

2点目の背景になりますけれども、平成30年度の改正のときについては、質の高いケアマネのサービスの提供ということで、介護支援専門員から主任介護支援専門員を管理者にするという規定をいたしまして、その際に、平成33年までの経過措置を設けたものであります。ただ、昨年度の調査結果によりますと、主任介護支援専門員が管理者でないところが約4割程度あるということで、平成33年の3月までに主任介護支援専門員が管理者になるのが難しいというものもありまして、今回の、現在管理者である介護支援専門員が引き続き管理者である場合は令和9年まで延長するというものであります。

もう一つのやむを得ない理由というものは、令和3年4月以降については主任介護支援専門員でなければなりませんが、その主任介護支援専門員が例えば死亡とか長期療養、もしくは急な退職、そういったものがやむを得ない理由ということになりますので。それは、町のほうに人員確保の計画書を提出して猶予をするという規定になります。

以上になります。

西舘議長

8番。

## 質疑 8番 今、課長の説明で、平成30年度でこのケアマネサービスの制度、 (平野敏彦君) そういうものが見直しになって、現在あるものを、簡単に言えば、 介護支援専門員として延長させることができるんだということで理 解をしていいかということが1つ。 それと、この町内事業所は10か所あって、1か所が休んでいる んだということですけれども、この指定居宅介護支援というのは、 非常に、自分たちにすれば、どれがそうなのかというのが、簡単に 言えば、なかなか名称等からいっても理解しにくい部分があるんで すよ。居宅、それから、何ていいますか、同じ建物の中で名称が違 ったり、有床のものもあれば、有床でない、そういう施設もある。 こういう部分というのが非常に分かりづらいので、この9か所とい うのは、10か所あるうちのどこが休んで、9か所というのは、こ れこれこれの施設だよというのが分かったら、ちょっと教えていた だけますか。 西舘議長 介護福祉課長。 答弁 介護福祉課長 1点目の介護支援専門員の管理者の件ですけれども、介護支援専 (田中淳也君) 門員が令和3年3月31日時点で管理者である場合であって、次の 日以降も管理者を務める場合は経過措置が適用になります。ですの で、4月以降に管理者を設置する場合は、主任介護支援専門員でな ければなりません。 2つ目の事業所の関係ですけれども、分かりづらいということが ありましたが、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネですね、ケ アマネがいる事業所になります。全部で10か所ありますが、名前 を言いますと、居宅介護支援センターわっしょい、居宅介護支援事 業所よりどころ、在宅介護支援センター木崎野、介護老人保健施設 しもだ居宅介護支援事業所、それから、居宅介護支援事業所たんぽ ぽ、それから、おいらせ町社会福祉協議会居宅介護支援事業所、医 療法人正恵会ケアサポートももいし、1egameケアプランセン

以上になります。

りどころになります。

ター、居宅介護支援事業所あじさい、スマイルタカラ居宅介護の1 0か所になりまして、休止しているところが居宅介護支援事業所よ

ほかにございませんか。 西舘議長 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第66号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 西舘議長 日程第7、議案第67号、多人数同時測定サーマルカメラ購入契 約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。 当局の説明 財政管財課長 それでは、議案第67号についてご説明いたします。 (岡本啓一君) 議案書は15ページ、16ページ。入開札の結果につきましては 55ページになります。 本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内小中学校及 び町の公共施設に設置する多人数同時測定サーマルカメラを購入す るため、去る11月20日に大嶋でんきほか9者により指名競争入 札を執行したところ、671万円で扶桑電通株式会社青森営業所が 落札しましたので、購入契約を締結するため提案するものです。 本件購入により、町内小中学校8校のほか、町民交流センター、 いちょう公園体育館、図書館、公民館など、多くの方々が利用する 施設の出入口において、発熱がある方を速やかに検知し、感染症の 感染拡大を防止する環境が整備されることになります。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

F	ı	
		8番、平野敏彦議員。
質疑	8番	8番、平野です。
	(平野敏彦君)	私は、この導入が、今、入札結果が出ていますけれども、非常に
		遅かったなという思いが1点。なぜこう遅くなったのかなというふ
		うなの。8校に設置し、体育館、そういう部分、もっと第3波の前
		に設置してほしかったなという思いが1つあります。
		あともう一つ、今、この55ページを見て、非常に、予定価格1,
		765万円に対して、落札610万円。本当にこれで予定価格とい
		うのが適正だったのか。半分にも満たない額で落札しているわけで
		すから。
		この内容見ますと、町内の事業所も指名になっておりますけれど
		も、辞退になっています。前にも言いましたけれども、指名をする、
		そういう参加をさせるだけで、逆にその事業所に対していろいろな
		迷惑をかけている部分もあるんじゃないかなとも思うんですけれど
		も、この基準というのはどこにあるのか。これをまず1点。
		予定価格の設定の仕方がどういう形で妥当だったのか。これ1点。
		実際にこの台数からいったら10台以上の台数になると思います
		けれども、割ったら1台幾らになるのか。
		この3点、お聞かせいただきたいと思います。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長	お答えします。
	(岡本啓一君)	1つには、導入がなぜ遅かったのかというご指摘でございました。
		この指摘につきましては、先日の議員全員協議会等でもあったかと
		思います。なかなかちょっと導入したことがない機材でしたので、
		どこで調達ができるのか、どのような仕様が適切なのかというとこ
		ろに若干の時間を要してしまったというところで、今の時期の入札
		になりました。ご指摘については真摯に受け止めて、今後の取組に
		生かしたいなと思っております。
		次に、設定した予定価格は適切であったのかというご質問でござ
		いました。こちらも、さっきの答弁内容ともちょっと重複するとこ
		ろがございます。どこで調達できるのか、ちょっとこちらでも分か

らなかったという部分もありまして、町内の電器店、それから町外

の業者さんとかに参考見積りが取れるかどうかという部分を打診し まして、参考見積り取った業者、5社取れたんですけれども、そこ の最も安いところ、最も高いところを除きまして、残り3社の平均 値を下回った部分を予定価格としておりましたので、高過ぎたとい う思いはありません。むしろ入札で何でこのように落ちたのかとい う部分が気になりまして、落札業者のところとちょっと確認をした ところ、カメラにつきましては18台導入するものなんですけれど も、こちらは、設計額につきましては1台当たり68万円見ていた んですけれども、入札価格については22万5,000円で見てい たと。およそ3分の1の値段であります。それから、カメラに付随 するモニタリング用パソコンというのも一緒に発注することになる んですけれども、こちらは、設計額が16万8,000円で見てい たものがおよそ半額で調達できると、落札業者についてはできると いったようなことで、この落札業者につきまして、調達するルート か分かりませんけれども、そこにほかの業者と比べて勝る点があっ たと理解をしております。

次に、町内事業所へ迷惑をかけることになったのではないかと。 辞退するのが、ご指摘のとおり2件ありました。ということにつきましては、実はこの町内業者、辞退したところにつきましては、いずれも参考見積りを徴取しているところでありまして、2社とも参考見積りを出してくださいました。でしたので、参考見積り徴取した時点では当然対応できるものとして、このたびの指名競争入札についても指名をしたものでございますが、1つはいざ蓋を開けてみると予定価格に対応できないということと、あと、規模がやはり大き過ぎてちょっと対応できないということと、あと、規模がやはり大き過ぎてちょっと対応できないということで、今回は残念ながら辞退ということに至っております。このたび辞退というのが発生しましたけれども、一応、事前に参考見積りの徴取を通じて、対応可能かどうかということを調べた上で指名したものですから、このたびの指名の在り方については特別不適当ではなかったかなと思っております。

以上です。

西舘議長

8番。

質疑

8番

今の説明ですと、実際に導入するためのいろいろな調査等があっ

## (平野敏彦君)

たというふうな、期間を要したと。実際にこれについては病院がも う導入して、もうずっと前に玄関に置いてやってあったわけですけ れども。専門的な医療関係のところから情報収集するということは なかったのかなと私は感じたわけですよ。ですから、それが1点。 なぜ病院のほうの専門的な部分の情報収集しなかったのか。

それから、カメラ18台、モニター含めて参考見積りを取って、5社、3社の平均でこのセッティングをしたというふうな。そうすると、この落札業者というのは、半分にも満たない金額で納入できているわけですけれども。自分たちが、非常にこういう製品については、安いところというのは、例えば量販店のケーズデンキとか、ああいうところでもこの種の器械は扱っているわけですけれども。こんなに、ああいう量販店でも安くなるのかなというふうに私疑問を持ったんですけれども。逆に量販店も町内にあるんじゃないですか、逆に言えば。そういうところから参考も取れたんじゃないかなと思うんですけれども。この辺はあくまでもこの地域の業者ということで捉えてやったのか。参考にするのであれば、その辺も参考にして、比較検討してもよかったんじゃないかと思うんですけれども。この辺について、もう一回お願いします。

西舘議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

それではお答えします。

1つについては、なぜ病院から情報収集をしなかったのかという部分があります。確かにご指摘の部分あったかと思います。ただし、今回の購入事業につきましては、1,000万円、2,000万円を超える規模になるということから、やはりここは指名競争入札の原理原則でいくのが筋であろうということで、まずそちらを探って、業者の調達できるかどうかという、業者の情報を収集しておりました。これがもし1社とかそういった部分であれば随意契約ができるわけなんですけれども、いかんせん地方自治法では、もしくは財務規則では指名競争入札が原理原則だということでしたので、原理原則に従い行動しましたといったようなことです。結果として遅くなったというところについては反省点かなと思います。

次に、量販店から見積りをなぜ取らないのかといったようなご質問でございました。このたびのサーマルカメラにつきましては、確

かにモニタリング用のパソコンとかは、それから、もしくは配線に使うケーブルなどについては量販店でも購入できるものかなと思いますけれども、このカメラについては、いまだ量販店とかでは見たことがございませんので、取扱いできる業者というのは限られているのかなと思って、業務を進めておりました。そのため量販店からは参考見積りを取っておりません。ちなみに、もし量販店が当町の指名競争入札の参加資格の名簿に登載されているということであれば、当然、見積りも徴取してみたかと思うんですけれども、量販店につきましては指名競争入札の登録をしていなかったものですから、参考見積りというのを徴取していなかったというのも理由の一つであります。

以上です。

西舘議長

8番

8番。

質疑

(平野敏彦君)

それは分かりました。量販店のほうは入札参加になっていないんだということで、資料の収集が簡単にできないということで分かりますけれども。

実際に、私は、この入札した扶桑電通、これは富士通じゃないかなと思うんですけれども。パソコンとかいうふうな分野の会社じゃないかなと思うんですけれども。

病院のほうは、例えばこのカメラの部分でも、なぜすぐ買える、 設置してできたかというと、専門の、例えば内視鏡とかそういう業 者だっていっぱいあるわけですよ。東芝、日立、メディカル……外 国製品。だから、そういうものも逆に専門分野のところがあるわけ ですから、私は、同じその行政の中でそういう情報持っているのを 十分取り入れながら、お互いに連携しながらやっていくことによっ て、事務の作業効率もよくなるし、期間も短く事務処理ができたん じゃないかという思いで質問しているわけですよ。

ですから、確かに、さっき話した中で指名競争入札が基本だということですけれども、病院に関わる部分は、そうするとこちらの一般関係のほうには入札のところは入っていないということですか。 ちょっとここを確認します。

西舘議長

財政管財課長。

答弁	財政管財課長(岡本啓一君)	お答えします。 病院が調達しましたサーマルカメラの経費については、このたび の入札のものには、対象には入っておりません。 以上です。(「」の声あり)足りないですか。(「業者、業 者」の声あり)あ、業者。業者何でしたっけ趣旨が。(「例 えば、業者」の声あり)ああ、はい、はい。あ、いいですか。 すみません。
質疑	8番 (平野敏彦君)	例えば、病院で取引をしている、例えばCTとかそういう専門の業者で、東芝メディカルとか、それから外国製品の部分とか、日立とかあるわけですけれども、それらは町のほうの見積り参加の指名願というのは出ていないということですか。ここを確認しているんですよ。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長(岡本啓一君)	お答えします。     今、議員がご指摘なさいました医療機器のメーカーについては、 指名競争入札の登録名簿にたしか入っていたような取引店だったよ うに思います。ただちょっと手元に名簿がないので断言はできない んですけれども、医療機器の分野として登録があったと思います。 ですので、先ほど議員がご指摘のとおり、こういった業者を指名 業者に入れることもできたのかなという思いは、ご指摘を受けて思 いました。 以上です。
	西舘議長	次に、4番、澤上 訓議員。
質疑	4番 (澤上 訓君)	4番、澤上です。     入札に関しては、今、平野議員が質問しましたので、大体中身は分かったような気がいたします。     私ちょっと勉強不足なんですけれども、ちょっと教えていただきたいのが、この多人数同時測定という、この多人数というのは、どのぐらいの人数を言っているのか。まず、それ第1点。

第2点として、3密の部分に関わっているのか、関わっていない のかどうかということですよ。 お願いします。 西舘議長 財政管財課長。 答弁 財政管財課長 お答えします。 (岡本啓一君) このたび発注します多人数サーマルカメラ購入の仕様として、同 時に測定できる可能人数の部分が20人以上ということで、20人 以上同時に体温を測定し、しかもこの映像を記録しておくというこ とによって、誰が、発熱した方があればそれを後で記録を照会して、 この方が熱があるということを後で確認して対応ができるといった ようなことであります。 それから、2つ目の3密との関わりでございますが、3密とは直 接関わりがないものかと思います。あくまで発熱している方を発見 するための器械でございますから、密集だとかそういった部分の3 密とは直接関係はないのかなと思います。 以上です。 西舘議長 4番。 質疑 4番 私も、1人のやつありますよね、それでキャッチされるともう、 (澤上 訓君) なかなかうまくキャッチされるまでにちょっと最初戸惑ったんです よ、近づかなきゃならないとか。そういったことを考えると、この 20人以上という、多人数というのは、もうどう離れていてもキャ ッチできるような仕組みになっているのかどうかということで、ち ょっとその辺のところをお聞きしたいなと。 西舘議長 財政管財課長。 答弁 財政管財課長 お答えします。 (岡本啓一君) このたび発注するものにつきましては、タブレットタイプのもの、 1人ずつ測るものですと、恐らく数十センチしか、その測定する距 離ないかと思うんですけれども、こちらについては、3メートル以 上、最高の距離数はちょっと手元に資料はないんですけれども、恐

らく3メートルから5メートル、そのくらいまでは同時に測定できるものではないかなと思います。

ですので、出入口に設置しておきますと、同時に多くの方々が一 斉に入られても、しっかりと測定ができるという仕様のものになっ ております。

以上です。

西舘議長

4番。

質疑

4番

(澤上 訓君)

ということは、感染とか、そういうものにはそんなに、確かに感染した場合、もしコロナの人が、その10人の中の1人がそうだったというようになれば、その記録が残るので、その密接者みんなをPCR検査できるというようなことになるわけですよね。あれ、そういうことじゃないの。記録が残るというのは。そうすれば、非常に、その辺のところが何か、多人数というのが物すごく引っかかったなと思って、私の心の中では。そう思っていましたので、ちょっとそれについて。

西舘議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

このカメラにつきましては、カメラもそうなんですけれども、そのカメラが映している映像を表示するモニターも同時に基本的に設置するものであります。タブレット型のものと同様に、発熱している人がそこに映りますと、体温だったり、また、赤く表示されたりだとかいったような部分はリアルタイムで見ることができますので、入場しようとする方が、当然、見えるところにそのカメラとモニターを置くわけなんですけれども、そこで自分が赤くなっているということが分かれば発熱しているということでありますので、コロナに感染しているかどうかは分かりませんけれども、その可能性はあるということで対応の仕方もあるなというような装置になっております。

すみません、ちょっと説明が足りない部分あったかと思います。

ちなみに、後で見ることができるというのは、附属でパソコンも 買うわけなんですけれども、そこへ映像記録も残すことができます ので、後から確認することも可能だといったような仕様になってお

ります。 以上です。 西舘議長 次に、1番、佐々木 勝議員。 質疑 1番 1番です。 (佐々木 勝君) 安いのは、まず当然いいとは思うんですが、あまりにも差があり 過ぎて。平野議員も話していましたけれども。見積りを取る場合、 同じ性能、同じ型式というか、のパターンで取るものなのか、1つ はですね。 あと、耐用年数、何年これもつというか、正確に測れるのかとい うことですね。 それと、メンテナンスですね、故障した場合の。器械ですから、 当然故障があると思うんですが。そういった場合の対応とか、そう いうのも入っているのか、この価格にですね。 それと、先日、私、ある講習に行ったんですが、手で測るやつ、 先ほど澤上議員も話していますけれども、今、寒い時期で、防寒着 を着て、暖房をつけて、車で走ってくるわけですよね。すると、体 温が上がっているんですよ。それで、その測っている人も、おかし いな、おかしいなと何回もスイッチを切ったり入れたりして測って いましたけれども。そういう場合もあるんですよね。現にありまし た。だから、そのカメラ自体の性能がよければそういうこともない のか、体温というのは難しいと思うんですが。今、特に暖房を使う 時期で、防寒着着て、暖房つけて車で走ってくると体温が上がって いますので。そういったものの対応とかというのは、熱があるから はじくとか、そういうのもいかがなものかなと。結局、その講習の 場では体調管理を聞いて終わっていましたけれども。そういったも のの対応のときはどうするのか。その辺をお聞きしたいんですけれ ども。 西舘議長 財政管財課長。 答弁 まず1つ目ですね。参考見積りの取り方についてのご質問にお答 財政管財課長 (岡本啓一君) えします。参考見積り取るときには、1つモデルの製品をピックア

ップして、これと同じ程度の仕様ということで、仕様を示した上で

参考見積りを取ることにしておりますので、性能がばらばらなものは出にくいような取り方をしております。これも本番の入札に近いような形で参考見積りを取った上で、今回行いました。

それから、2つ目の、今回の契約について、メンテ対応の経費は 入っているのかといったような部分です。こちらについては、もち ろん初期の不良について対応していただけるのかなと思いますけれ ども、それこそ1年たった、2年たったというときに異常があった ときには、メンテの費用は入っていないので、個別対応になろうか と思います。必要があれば修繕料を出して直していくという対応に なろうかと思います。

それから、耐用年数のことについてのご質問でございました。耐用年数については、特別その記載はございませんでしたが、パソコンと一体として使うので、おおむねそれと同様と考えれば、8年程度が目安になるのかなと考えております。

それから、最後のご質問です。発熱者があったときの対応につい てのご質問だったかと思います。こちらにつきましては、サーマル カメラを購入した後、各施設に配置されて、それぞれの所管課の運 用に任せられることにはなっておりますけれども、ただ、その所管 課ごとに対応について差異があったりすると、ちょっとそれは不適 切かなということで、先日のコロナ対策本部会議でも対応について ちょっと議論しましたけれども、こちらは継続協議となっておりま す。考え方、いろいろあろうかと思います。隔離をして再度測ると いう部分の対応も考えられますが、ただそういった部分になると、 今度、対応する職員が感染するリスクを負うといったような考え方 と、ここで発熱ということで引っかかるのであれば、まずは一回帰 って、自分で計測をした上で、必要があれば診療を受けるのが正し いんじゃないかといったような考え方、いろいろあろうかと思いま す。いずれにしても、対策本部で継続検討するといったようなこと になっておりますので、現在のところはきちんとした回答はできな いことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

西舘議長

1番。

質疑

1番

そうですね。この対策は非常にお金もかかるし人手もかかるとい

## (佐々木 勝君)

う問題、重々理解しておりますので、その辺も含めて頑張ってほし いなと思いますが。

ただ、この修繕料というか、メンテナンスがまた別に入って、私は、この問題だけじゃなくて、入札というのはその後のことを考えていないような感じがするんですよね。例えば、新車でも、車でも故障しますよ、故障するときは。買ったから、また、新車だから故障しないだろうということじゃなくて、故障等は、機械ものは故障します、人間もそうですけれども。そういったことを考えた契約をしないと、例えば、安かろう悪かろうというパターンでいくと、余計金がかかるような感じがするんですよ。

こういったものを、例えば機械ものを買うにしては、例えば3年間はそういった修理は、メンテナンス料は入っていますよとか、そういったことで考えていかないと、今後、例えば今までは、今までというか、物を買ったときの値段じゃないと修理ができないとかというパターンもあります。パソコンなんか今そうですよね。そうしたらもう買ったほうがいいというパターンもありますし。慎重に、そういった契約する場合は、買う場合は、その辺も今後含めてやっていかないと。また買ったから修理代がかかりました、買ったから修理がかかりましたと、余計な金かかっていくような感じがしますので。今後になると思うんですが、そういった部分で考えた契約というか購入をしたほうがいいかなと思いますし、問題になっている随意契約部分も含めた考えも今後必要かなと私は思っています。

西舘議長

財政管財課長。

以上です。

答弁

財政管財課長

(岡本啓一君)

お答えします。

今、議員ご提案の、いわゆる修繕対応みたいな部分も含んだ契約 どうかなというご提案かと思います。こちらにつきましては、もち ろん、運用していく上で明らかにそっちのほうがよかったなという ことであれば検討したいなと思いますが、基本的には、このような 保証が入ったものについては、契約金額、毎年の支出がもしかした ら上がるかもしれないということで、検討課題として受け止めてお きたいと思います。

以上です。

西舘議長

ほかにございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから議案第67号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)

西舘議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開 午後 1時30分)

西舘議長

日程第8、議案第68号、十和田地区環境整備事務組合の解散に

ついてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(澤頭則光君)

では、議案第68号につきましてご説明申し上げます。

議案書は17ページになります。

本案は、現在、十和田地区環境整備事務組合の共同処理している 事務の全部を、十和田市、三沢市及び十和田地域広域事務組合にお いて処理することに伴い、令和3年3月31日をもって、十和田地 区環境整備事務組合を解散することについて協議するため、地方自 治法第288条の規定により提案するものであります。

詳細説明につきましては、8月の議員全員協議会などにおいて、 当組合の解散に向けての大枠の方針案についてご報告しております ので省略いたします。

なお、議案第69号から第71号までが関連議案となっております。以前の説明にない部分などについては、この後の議案で説明予

定としておりますので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

西舘議長説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 なしと認め、討論を終わります。

これから議案第68号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

日程第9、議案第69号、十和田地区環境整備事務組合の解散に 伴う財産処分及び事務承継についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(澤頭則光君)

それでは、議案第69号につきましてご説明申し上げます。

議案書では18ページから21ページ、参考資料は56ページから57ページになります。

本案は、令和3年3月31日をもって十和田地区環境整備事務組合を解散することに伴い、同組合の財産処分及び事務承継について協議するため、地方自治法第289条及び十和田地区環境整備事務組合規約第13条の規定により提案するものであります。

詳細説明については、8月の議員全員協議会などにおいて多くを 説明しているところですので、8月の資料に掲載していない箇所の 説明を中心に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、資料19ページをご覧ください。

1、十和田地区環境整備事務組合の財産処分について、まずはご

【青森県上北郡おいらせ町議会】

説明いたします。

(1) 処分する財産及び帰属先の表をご覧ください。

上段にあります、財産の種類のうち公有財産の帰属先については、 8月説明時点と変更はありません。簡単に言いますと、六戸衛生センターとし尿前処理施設に係る公有財産は、十和田地域広域事務組合に帰属します。また、三沢地区衛生センターに係る公有財産は、三沢市へ帰属します。

表の下段をご覧ください。

物品に関する説明です。8月説明していない箇所となります。しかしながら、公有財産の帰属先と同様の考え方となり、六戸衛生センターとし尿前処理施設に係る備品は十和田地区広域事務組合へ帰属し、三沢地区衛生センターに係る備品は三沢市へ帰属となります。次に、20ページをご覧ください。

資料の上段と中段にあります債務と基金についても、8月議員全 員協議会における説明と変更はありません。

資料の下段、(2)の処分時期の表をご覧ください。

こちらは以前説明していない箇所になります。表をご覧ください。 財産の種類のうち、公有財産、物品及び債務の処分の時期は、令 和3年4月1日となります。

次に、基金の処分の時期ですが、令和3年度中(令和2年度十和 田地区環境整備事務組合の決算認定後)の処分となります。

なお、決算認定は、十和田地域広域事務組合が事務承継し、認定 することになります。

次に、21ページをご覧ください。

- 2、十和田地区環境整備事務組合の事務承継について、概要について説明いたします。
- (1) 十和田地域広域事務組合に承継する事務としては、ア、先ほど説明いたしました令和2年度の十和田地区環境整備事務組合に係る決算認定及び基金の分配に関する事務並びに六戸衛生センターに関する事務が承継されます。

イ、し尿及び浄化槽汚泥の前処理(十和田市が有する終末処理場に投入するための処理をいう)を行う施設の設置及び管理運営に関する事務を承継いたします。

以下、ウ、エ、オは、現行の十和田地区環境整備事務組合で実施 している事務を承継するものとなっております。 (2) 三沢市に承継する事務については説明を省略いたします。

最後に、(3)ですが、こちらは8月の議員全員協議会で説明していない部分であります。また、議案第71号に関する内容でもありますから、ここで詳細内容を説明したいと思います。

では、(3)をご覧ください。

(3) 十和田市、五戸町、六戸町、おいらせ町及び新郷村に承継する事務として、し尿等の処分(前処理を除く)に関する事務が承継されます。

内容についてご説明いたします。あわせて、経過も含め、ちょっ と説明したいと思います。

これまで、十和田地区環境事務組合や十和田市や青森県では、事 務承継等の事務手続について事務協議を進めてきておりました。当 初は、十和田地区環境整備事務組合の事務は全て十和田地域広域事 務組合へ事務承継することとしておりました。しかし、協議の過程 におきまして、青森県から事務ルールの指導があったところです。 内容としましては、来年度から、集められたし尿等は、広域事務組 合のし尿等前処理施設で処理し、処理後の汚泥等の最終処分先は、 十和田市の下水処理場になります。最終処分という最後の段階にお いて、構成市町村である十和田市へ事務が戻ってきた形を取ること になります。今年度までと処理形態が異なり、構成市町村である十 和田市へ一部事務が戻ってきた形を取るため、事務のルール上、一 旦、構成する各市町村に、この最終処分に係る事務のみ構成市町村 へ戻し、十和田市と他の構成市町村で最終処分に関する事務委託を 結ぶことが事務上正しいということになりました。よって、各市町 村は、この最後の処理部分についてのみ、十和田地区環境事務組合 から事務を引き継ぐことになっております。

多少ややこしい形になりますが、県の指導により、事務手続上必要なものとなりますので、ご理解いただければと考えております。

よって、議案第71号においては、このように、事務手続上の最終処分に係る事務について、一旦、構成する各市町村に事務が戻るため、処理施設を持たないおいらせ町と他の構成町村は、下水道処理場を持つ十和田市とし尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務委託について協議、提案しているものとなります。

補足ですが、このことにより、8月の議員全員協議会で話しております今後の処理費用等に、大幅な変更は生じることはありません

ので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、西館芳信議員。

質疑

13番

13番、西館です。

(西館芳信君)

公共下水道に連結される、このし尿用の管というのは、これ専用ということではないですよね。その他の生活排水と一緒になって、公共下水道に連結されるということでいいのかどうか。1点がその確認。

それから、2点は、一般の廃棄物だと一般廃棄物と産業用廃棄物 と厳密に分けられるわけですけれども、これもそうでしょうか。 お願いします。

西舘議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長 (泉山裕一君)

下水道の件に関して、こちらからご説明したいと思います。

基本的に下水道の場合、今回のこの解散に伴って、少しだけ影響が出ているのが、今、農業集落排水施設のほうのマンホールポンプの汚泥に関してみれば、三沢地区の衛生センターのほうで処理を行っておりました。今度、そちらのほう、十和田市に持っていくという形になるということになるんですけれども、今現在、当課でも、業者さんのほうで検討しておりまして、基本的に、マンホールポンプの一旦出てきた汚泥自体を、一度、農業集落排水施設のほうに戻して、脱水をして、そして脱水が終わった後の汚泥を十和田市の最終処分場のほうに持っていこうかということで、現在、検討しております。そうしますと、直接十和田市のほうに持っていくのより、幾らかコストダウンを図れるのではないかということで検討しておりますので、今、その方向性のほうで行っている最中でございます。あと、下水道に関してみれば特段大きい影響が出ませんけれども、

あと、下水道に関してみれば特段大きい影響が出ませんけれども、 唯一、さほど大きい影響ではございませんが、この部分だけが下水 道の部分で若干変わる部分になります。

【青森県上北郡おいらせ町議会】

	<u> </u>	T
		以上になります。
	西舘議長	町民課長。
答弁	町民課長	では、ただいまの質問のうち、2点目の一般廃棄物か産業廃棄物
	(澤頭則光君)	かという質問になるかと思いますが、そこの部分をお答えします。
		こちらは一般廃棄物処分になります。
		以上になります。
	西舘議長	13番。
質疑	13番	また確認ですけれども、すみません、順序逆になりますけれども、
	(西館芳信君)	一般廃棄物になりますと言ったんですけれども、産業廃棄物として、
		例えば、豚なんかやっているところの豚舎とかそういうところ、あ
		るいは鶏舎だとかそういうところからもこれが流れるようになっ
		て、産業廃棄物として扱われているんですかというふうなことを、
		産業廃棄物のし尿にあるのかということ、1つと。
		それからもう一つは、生活の雑排水と同じように、公共下水道で、
		このし尿も一般も扱われているんですかということです。トイレ関
		係のことと、それから例えば台所から出る水と、そういうのと一緒
		になって流れるんですかということ。
		もう一回お願いします。
	西舘議長	地域整備課長。
66.6		
答弁	地域整備課長	若干区分けしてお話をしなければなりませんが。
	(泉山裕一君)	まず、公共下水道、馬淵川流域の場合は、実際的には県が行って
		おりますので、八戸市のほうに向かっております。
		今回、絡みがあるのは、あくまでも農業集落排水処理施設になり
		ます。こちらに関しては、生活雑排水もそこに、トイレのものも一
		緒になって処理施設のほうに流れてくるような形になりますので。
		基本的には、農業集落排水施設ものに関しては、その施設で脱水を
		して、そのまま十和田市の最終処分場のほうに持っていっておりま
		す。
		しかし、先ほどご説明したのは、その来る過程の間に、マンホー

ルポンプというものがございます。つまり、勾配が取れなくて一回 上に上げるというのを、マンホールの中ではポンプを使って行って おりますが、そこを保守点検するときに、必ず汚泥というものが出 てきております。それ自体を一旦脱水をして、今度、十和田市のほ うに持っていきますと、今までは三沢市に持っていけたんですが、 今度、直接十和田市にその汚泥をそのまま持っていくより、今の農 業集落排水施設の脱水機を活用して、そして最終処分場の汚泥と一 緒に持っていったほうが効率的になって、コストも幾らか縮減でき るのではないかということで、当課といたしましては業者さんと、 今、検討している最中でございます。

当課としては、少なくともこれの影響を若干受ける、あくまでも若干でございます、若干受けるのが、こちらのマンホールポンプの汚泥という形になりますので。後の部分に関しては、別段何も影響なく行われるような形になります。

ちょっとご説明のほう、それでご理解していただけるかどうかちょっとあれですけれども。もし分からないようでしたら、また再度 ご質問していただければと思います。

西舘議長

町民課長。

答弁

町民課長

(澤頭則光君)

すみません、大変失礼しました。

豚舎とかそういう部分も含めてになるのかなという質問になるか と思いますが。産業廃棄物は、単純に言えば、事業者さんが出した ごみを処理する形になります。農家さんでも基本的には、豚舎等か 出る部分については産業廃棄物という区分になろうかと思います。

ただ、では、一般廃棄物として処理している部分、こちらが、単純に言うと、家庭に設置してあるトイレ等、あと、浄化槽を設置している世帯があると思うんですけれども、そちらの部分について、浄化槽の最後出てくる汚泥分を現行の六戸衛生センターに持っていく部分が1つと。あと、どっぽん便所があるかと思います、各ご家庭にですね。その部分も対象にして、現在、六戸衛生センターに持っていくものとなっております。

以上になります。

西舘議長

ほかにございませんか。

-	1	,
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第69号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	日程第10、議案第70号、十和田地域広域事務組合の共同処理
		する事務の変更及び十和田地域広域事務組合規約の変更についてを
		議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		町民課長。
当局の説明	町民課長	それでは、議案第70号につきましてご説明申し上げます。
	(澤頭則光君)	議案書では22ページから24ページ。参考資料は58ページか
		ら59ページになります。
		本案は、十和田地区環境整備事務組合の解散に伴い、十和田地域
		広域事務組合の共同処理する事務に、し尿及び浄化槽汚泥に関する
		事務を加えるとともに、監査委員の選任の方法を見直しすることと
		するため、同組合の規約の変更について、地方自治法第286条第
		1項の規定により提案するものであります。
		条文の詳細説明の前に、監査委員の選任の方法を見直しする理由
		について説明する必要があるため、概要説明いたします。
		地方自治法第198条の2の規定では、市町村長、副市町村長と
		親子、夫婦またはきょうだいの関係にあるものは監査委員となるこ
		とができない旨定められております。現行の当組合の監査委員に関
		する規約上、この監査委員禁止規定が該当した場合、代わりの監査
		委員を誰にすべきかなどが規則上判断できないといった条文内容と
		なっております。このことから、県との協議の中で県の助言も含め

検討した結果、監査委員禁止規定を明確化した上、関連条文の整理

をするものとなっております。

それでは、条文の詳細説明については、新旧対照表でございます ので、資料58ページをお開きください。

9、議案第70号関係、十和田地域広域事務組合規約新旧対照表 の表、変更案をご覧ください。

第3条になります。十和田地域広域事務組合の共同処理する事務 について説明している条項となります。そのうち第3条の4及び5 は、もともと清掃業務、いわゆるごみの処理に関しての共同処理す る旨の事項が規定されています。これに記載のとおり関係条文を追 加整理し、共同処理を可能とするものであります。

次に、監査委員に関する変更案です。中段、(監査委員)、第1 5条をご覧ください。

第15条は、監査委員の設置について説明している条項となります。第15条の2の1点目の変更は、「十和田市代表監査委員」と 従来表記しているものを、「十和田市の代表監査委員」と「の」を 追加し変更しております。字句の整理したものとなります。

また、これまでは、監査委員のうち1人は十和田市の代表監査委員をもって充て、他の1人は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任するとしておりましたが、ただし書を設け、十和田市の代表監査委員が監査委員となれない禁止規定に該当した場合、十和田市の代表監査委員以外の監査委員を充てるようにしたものであります。

次に、15条の3をご覧ください。

十和田市の代表監査委員である監査委員及び同市の代表監査委員 以外の監査委員がいずれも監査委員の禁止規定に該当した場合、監 査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうち から選任することができるとしたものになります。この場合、監査 委員2人とも、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者の うちから選任されることになります。

次に、59ページをご覧ください。

第15条の4になります。組合の代表監査委員に関し、従来は、 十和田市代表監査委員を充てる規定となっておりましたが、十和田 市の代表監査委員である監査委員または同市の代表監査委員以外の 監査委員をもって充てると変更しております。また、ただし書を設 け、監査委員が15条の3の規定により選任される場合、つまり、 監査委員2人とも管理者が組合の議会の同意を得て選出したものと なるため、この場合、監査委員の協議によって定めることと変更し ております。

第15条の5ですが、監査委員の任期に関して説明しておりますが、前項までの変更を踏まえ、変更しているものになります。

以上で説明を終わります。

西舘議長説明が終わりました。

西舘議長

(議員席)

(議員席)

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(議員席)

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

\*\*なしの声\*\*

\*\*なしの声\*\*

\*\*なしの声\*\*

西舘議長なしと認め、討論を終わります。

これから議案第70号について採決をいたします。

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

西舘議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長 日程第11、議案第71号、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する

事務の委託についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明 | 町民課長 では、議案第71号につきましてご説明申し上げます。

(澤頭則光君) 議案書は25ページから27ページになります。

本案は、十和田地区環境整備事務組合の解散により、同組合から 町が承継するし尿及び浄化槽の処分に関する事務を十和田市に委託 することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定によ り協議するものであります。

本議案は、議案第69号にて一部説明しているところですが、事 務の委託内容、概要について説明をいたします。

【青森県上北郡おいらせ町議会】

26ページをご覧ください。

十和田市とおいらせ町とのし尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事 務の委託に関する規約を定めます。

その内容になりますが、第1条は、事務の委託の範囲を定めております。

第2条は、委託事務の管理及び執行の方法を定めております。

第3条になります。経費の負担及び予算の執行を定めております。 具体的に説明しますと、第3条の1項では、し尿前処理施設で処理 したし尿及び浄化槽汚泥を下水処理場へ投入する経費と事務経費 は、おいらせ町負担となります。また、第3条2項では、処理に関 する経費の額や支払いの時期について、十和田市長がおいらせ町長 と協議して定めることになります。

第4条になります。第4条は予算の計上を定めるものですが、内容としては、十和田市は各町村の委託先となるため、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、十和田市一般会計歳入歳出予算において区分して計上するものとしております。

第5条です。第5条は、十和田市における当該事務の決算の場合 の措置を定め、第6条は、連絡会議に関する事項を定めております。

第7条は、委託事務の管理、執行について変更がある場合の措置 を定めております。

第8条。第8条は、その他として、この規約に定めのない事項またはこの規約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、十和田市長とおいらせ町長が協議の上決定する旨の事項を定めております。

最後に附則になりますが、1、この規約は令和3年4月1日から 施行することになります。

附則の2としては、委託事務を廃止する場合のルールを定めると ともに、この場合、決算に伴い生ずる剰余金はおいらせ町に還付す ることを定めております。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、西館芳信議員。

質疑

13番

(西館芳信君)

13番、西館です。

事務の委託ということで、これに関しては恐らく、利用する町民の、何ていうか、利便に関しては大した変化はないかと思われます。 ただ、簡単に1つだけ。いろいろあってこういうふうに変わってしまったけれども、差引き今まで幾らかかっていたものが幾らかかるようになったということで、プラスマイナスこうだと、プラスマイナスゼロだよと、あるいは今後は200万円なら200万円の増加が予定されておりますという、そういう見通し、1点だけお願いします。

西舘議長

町民課長。

答弁

町民課長

(澤頭則光君)

ただいまの質問にお答えいたします。

すみません、2つちょっと考える必要があるかなと思っています。 当初、今、説明の段階でお話ししたとおり、来年度のやり方、県 の指導をもって少しやり方が変更になったということをちょっとお 伝えしておりますが、その中においては、金額的な部分については ほとんど変わらないという形になります。

ただ、恐らく、もう一点といたしましては、従来の方式とちょっと来年度、事務委託のところ、変更点、全体でどのくらい違いがあるのかなという質問もあるのかなと思いますので、そちらのほうも併せてお答えしたいと思います。

実は、こちらのほう、8月の議員全員協議会の際に提示していた 資料にも書いているところです。その中で、一応、総務費に係る部 分、議会等の処理の部分、その部分、各町村の負担が300万円ほ ど減ると見込んでおります。それから、処理運営費の部分について も、起債の償還が始まるのですが、そこの部分を含めての話になり ますが、令和3年度では……失礼いたしました。まず、先ほどの総 務費の部分は300万円減額になります。それから、今現在、その 他の処理運営費に係る負担金が約4,000万円弱となっておりま す。その部分の処理運営費の部分につきましては、約400万円増 加する見込みとなっております。ただし、400万円増加いたしま すが、先ほどもちょっと話した起債の償還、し尿前処理施設を現在 建設しております、その部分が多少増加する見込みになっていると ころです。

以上になります。

西舘議長

ほかにございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから議案第71号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

日程第12、議案第72号、令和2年度おいらせ町一般会計補正

予算(第7号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財政管財課長。

当局の説明

財政管財課長

(岡本啓一君)

それでは、議案第72号についてご説明いたします。

議案書は28ページから34ページになります。

本案は、既定予算の総額に4億2,626万2,000円を追加 し、予算の総額を138億1,542万2,000円とするもので す

33ページをご覧ください。

第2表繰越明許費は、これから歳出の中でご説明します空調機器 設置工事等、各種発注を行うに当たり、適切な履行期間を確保する ため、11件の繰越明許費を設定するものです。

34ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正は、令和3年4月1日からの履行が必要な契約案件について、令和2年度中の契約締結が必要なため、今年度の支出が伴わないゼロ町債として、7件の債務負担行為を設定するものです。

歳入歳出の内容についてご説明いたします。

別冊の令和2年度一般会計補正予算(第7号)に関する説明書を ご用意ください。

まず、歳出の主な内容からご説明いたします。

9ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費の14節本庁舎空調機器等設置工事費 1,877万2,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対 策として、役場本庁舎の会議室等へのエアコン設置と既存キュービ クルの改修を併せて実施するため計上するものです。また、分庁舎 空調機器設置工事費399万3,000円の追加は、同じく新型コロナ対策として、分庁舎の会議室にエアコンを設置するため計上するものです。

10ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費の12節松原地区防災林維持管理業務委 託料449万2,000円の追加は、百石工業団地に越境している 防災林の伐採を行うため計上するものです。

また、24節公共施設整備基金積立金1,000万円の増額は、 県核燃料物質等取扱税交付金の充当事業変更により計上するもので す。

次に、2款2項1目企画総務費の7節謝礼品235万3,000 円の増額は、ふるさと応援寄附金申込み件数の増加に伴い計上する ものです。

また、12節新たな生活様式に対応した公共交通再編支援業務委 託料448万8,000円の追加は、コロナ禍における新たな生活 様式に対応した移動手段を見いだすための制度設計と運行計画を構 築するため計上するものです。

11ページに移ります。

24節ふるさと応援寄附基金積立金784万1,000円の増額は、ふるさと応援寄附金申込み件数の増加に伴い計上するものです。 次に、2款2項2目町活性化対策費の24節ハートピア基金積立金439万8,000円の減額は、これまで行っておりました新市町村振興助成金を原資とした基金積立てを取りやめるため計上するものです。

次に、2款2項3目情報政策費の12節WEB会議システム構築 業務委託料397万9,000円の追加は、町の新型コロナ対策と して、住民との対面業務や役場内の会議等をオンラインで実施できる環境を整備するため計上するものです。

同じく12節テレワーク体制等整備業務委託料3,152万1,000円の追加は、町の新型コロナ対策として、職員が在宅勤務できる環境を整備するため及び業務環境改善のため、インターネット環境の増強を行うため計上するものです。

12ページをご覧ください。

2款2項5目定住促進対策費の定住促進助成金3,280万円の 追加は、申請見込額の精査により計上するものです。

13ページに移ります。

2款5項3目衆議院議員選挙費の17節庁用器具費187万円の 追加は、選挙時における新型コロナ対策用の備品を購入するため計 上するものです。

14ページをご覧ください。

3款1項2目障害者(児)福祉費の19節障害児給付費等2,0 10万円の増額及び身体障害者補装具給付費280万円の増額は、 支出見込額の算定によりそれぞれ計上するものです。

次に、3款1項3目高齢者福祉費の18節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金617万7,000円の追加は、国庫補助によりグループホームにおけるエアコン更新費用の交付を行うため計上するものです。

15ページに移ります。

3款1項4目住民対策費の10節消耗品費101万7,000円の減額は、人権擁護啓発活動等の県委託事業中止により計上するものです。

次に、3款1項6目福祉施設管理運営費の14節老人福祉センター空調機器設置工事費1,009万6,000円の追加、地域福祉センター空調機器設置工事費119万7,000円の追加及び福祉プラザ空調機器設置工事費419万8,000円の追加は、新型コロナ対策として老人福祉センター、いきいき館、のびのび館にエアコンを設置するため計上するものです。

16ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費の12節放課後児童健全育成事業委託料126万8,000円の増額は、放課後児童クラブの運営時間増により計上するものです。

また、18節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助 金650万円の増額は、児童福祉施設等における感染拡大防止対策 の物品購入等の経費に対する補助金として計上するものです。

次に、3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費1億4,705万2,000円の増額は、給付見込額の精査により計上するものです。

次に、4款1項2目予防費の12節高齢者インフルエンザ予防接種委託料800万円の増額は、予防接種者の増加見込みにより計上するものです。

17ページに移ります。

4款2項1目清掃総務費の18節浄化槽設置整備費補助金701 万4,000円の増額は、申請の増加見込みにより計上するものです。

18ページをご覧ください。

6款1項2目農業総務費の18節主食用米価格安定対策給付金 1,510万7,000円の追加は、新型コロナ対策として、県の 補助事業を活用し、主食用米の需要減少に伴う農業者支援のため、 作付面積に応じ給付するため計上するものです。

6款1項5目農地費の12節農業用ため池ハザードマップ作成業 務委託料93万5,000円の追加は、国の間接補助を活用し、防 災重点ため池の保全及び避難対策を目的としたハザードマップを作 成するため計上するものです。

19ページに移ります。

6款2項1目林業総務費の12節林地台帳管理地図再構築業務委 託料194万7,000円の追加は、林地台帳GISシステムの境 界情報等の整合性を図るため計上するものです。

次に、6款3項1目水産業総務費の18節漁業者海浜保全活動支援事業費補助金480万8,000円の追加は、新型コロナ対策として、県の補助事業を活用し、魚価の下落等に伴う漁業者支援と漁場保全を図るため、海浜清掃に対する活動支援として計上するものです。

20ページをご覧ください。

7款1項2目商工業振興費の18節事業継続支援給付金1,50 0万円の増額は、申請見込みの精査により計上するものです。また、 テナント料等助成金650万円の減額及び休業協力事業所減収者支 援給付金1,800万円の減額は、申請額の確定により計上するものです。

21ページに移ります。

8款4項1目住宅管理費の10節修繕料330万円の増額は、支出見込額の精査により計上するものです。

22ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費の18節八戸地域広域市町村圏事務組 合消防費負担金1,808万1,000円の減額は、負担金額確定 により計上するものです。

24ページをご覧ください。

10款4項1目社会教育総務費の14節甲洋なかよし教室空調機器設置工事費260万2,000円の追加、10款4款2目公民館費の14節北公民館空調機器設置工事費1,008万2,000円の追加及び東公民館空調機器設置工事費70万6,000円の追加は、新型コロナ対策として、甲洋なかよし教室、北公民館、東公民館にエアコンを設置するため計上するものです。

次に、10款4項3目みなくる館費の14節みなくる館非常用発電機更新工事費766万7,000円の追加は、防災用自家発電装置の老朽化に伴う機器更新を行うため計上するものです。また、みなくる館空調機器等設置工事費2,807万8,000円の追加は、新型コロナ対策として、みなくる館へのエアコン設置と既存キュービクルの改修を併せて実施するため計上するものです。

25ページに移ります。

同じく14節のみなくる館自動ドア設置工事費275万円の追加は、エアコンの冷房効率を高めるため、みなくる館内の図書館に自動ドアを設置するため計上するものです。

次に、10款4項7目埋蔵文化財発掘調査費の12節埋蔵文化財プレハブ設置業務委託料262万7,000円の追加は、役場本庁舎敷地内の現有プレハブ老朽化に伴い、阿光坊古墳群史跡公園駐車場に新たなプレハブを設置するため計上するものです。

次に、10款5項2目体育施設費の14節町民交流センター空調機器等設置工事費2,424万6,000円の追加は、新型コロナ対策として、町民交流センターへのエアコン設置と既存キュービクルの改修を併せて実施するため計上するものです。

26ページをご覧ください。

12款1項2目町債償還利子416万9,000円の減額は、町債の償還に係る利率の定期見直しにより計上するものです。

主な歳出の説明は以上になります。

これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。

ページが前のほうに戻りまして、3ページをご覧ください。

11款1項1目地方交付税の震災復興特別交付税2,207万6, 000円の増額は、交付額の決定に伴い計上するものです。

4ページをご覧ください。

15款1項1目民生費国庫負担金の障害者福祉サービス給付費負担金1,145万円の増額及び子どものための教育・保育給付交付金8,288万5,000円の増額は、それぞれ対応する経費の増額補正に伴い計上するものです。

5ページに移ります。

15款2項2目民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金617万7,000円の追加は、歳出、3款1項3目高齢者福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る国庫補助金として計上するものです。

次に、16款1項1目民生費県負担金の障害者福祉サービス給付費負担金502万5,000円の増額及び子どものための教育・保育給付費等負担金3,221万8,000円の増額は、それぞれ対応する経費の増額補正に伴い計上するものです。

6ページをご覧ください。

16款2項1目総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症対応 地域経済対策事業費補助金1,602万2,000円の増額は、交 付内示により計上するものです。

次に、16款2項2目民生費県補助金の新型コロナウイルス感染 症緊急包括支援事業費補助金650万円の増額は、歳出、3款2項 1目児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 費補助金に係る国の間接補助金として計上するものです。

次に、16款2項4目農林水産業費県補助金の農業用水路等長寿命化・防災減災事業交付金93万5,000円の追加は、歳出の6款1項5目農地費の農業用ため池ハザードマップ作成業務委託料に係る国の間接補助金として計上するものです。

次に、16款3項2目民生費県委託金の人権啓発活動事業委託金 110万円の減額は、新型コロナの影響による県の委託事業中止に 伴い計上するものです。

7ページに移ります。

18款1項1目一般寄附金のふるさと応援寄附金784万1,00円の増額は、収入見込額の精査により計上するものです。

次に、19款2項1目財政調整基金繰入金2億1,354万3,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整により計上するものです。なお、補正後の予算額は7億129万8,000円となり、予算ベースでの基金残高は、年度末時点で8億2,420万6,000円となる見込みであります。

次に、19款2項10目森林環境整備基金繰入金194万7,000円の追加は、歳出の6款2項1目林業総務費の林地台帳管理地図再構築業務委託料に充てるため計上するものです。

8ページをご覧ください。

21款5項1目雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金還付金781万8,000円の増額は、令和元年度負担金の確定に伴い計上するものです。また、町民バス運行委託料返還金835万2,000円の追加は、町民バス運行委託料の誤請求に係る返還金として計上するものです。

歳入の説明は以上になります。

ページが後ろのほうにまた飛びます。27ページから29ページをご覧ください。

給与費明細書になりますが、こちらは人件費に係る今回の補正内 容を反映したものとなっております。

次に、31ページから34ページをご覧ください。

こちらは債務負担に関する調書でありますが、議会広報印刷製本 業務委託料(令和3年度)外6件を追加するものであります。

最後に、35ページから41ページの補正予算主な内容は、予算 案審議の参考資料として主要な個別説明を掲載したものとなっております。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時40分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時23分)

	楢山副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午後 2時40分)
	楢山副議長	議長に代わり副議長が暫時議事進行いたします。
		ここで、町民課長より、13番西館芳信議員からの質疑について
		答弁漏れがあり、答弁したいとの申出がありましたので、これを許
		します。
		町民課長。
答弁	町民課長	議長のお許しを得て、答弁内容に誤りが1つありましたので、ご
	(澤頭則光君)	報告いたします。
		議案第69号において、西館芳信議員へ答弁しておりますが、内
		容です。家庭等で設置された浄化槽汚泥などは六戸衛生センターで
		処理する旨説明しておりました。こちらが間違いで、現在は、おい
		らせ町分の汚泥は三沢衛生センターで処理されております。
		そこのところ訂正したいと思います。訂正し、おわび申し上げま
		す。
	楢山副議長	これから、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての
		質疑を行います。
		質疑は事項別明細書により行います。
		一般会計補正予算(第7号)に関する説明書、3ページから8ペ
		ージになります。
		なお、質疑における発言の際は、何ページから○○の件について、
		または何ページの○款○○費についてのように、議題に沿って発言
		し、質疑の要旨を明確にしてください。
		質疑ございませんか。
		8番、平野議員。
質疑	8番	8番、平野です。
貝無	O番   (平野敏彦君)	0 番、 千野
	(十野 歌 ) 多石 )	のための教育・保育給付交付金が8、200万円とあります。施設
		のための教育・保育船内交内並がる, 200万円とめりより。他設    のほうで充当されているわけですけれども、この内容、どういう補
		助の根拠があって、どういうのに充当される、人件費に充当される
		のか、何に充当されるのか。この中身をお聞かせいただきたいと思
		います。
		× 570

それから、次のページの5ページのところですけれども、地域介護・福祉空間、この部分も、歳出を見れば、何ですかこれは、コロナ対策のほうに充当されているようですけれども、この中身についてお願いします。

それと、10款以降のところ、同じ子どものための教育の県の部分ですけれども、多分同じ中身だと思いますけれども、関連して説明をいただければと思います。

それから、6ページのところですけれども、16款2項1目、地域経済対策の事業補助金が1,600万円あります。この中身、事業者のほうに対する助成だったか、ちょっと中身教えていただきたいと思います。

あと、最後、8ページのところですけれども、前に説明があったこの雑入のところの町民バスの委託返還金835万2,000円、これはこれから何年かかけて入ってくるわけですけれども。例えば、誤請求があったということで十鉄側のほうから入るわけですけれども、これは額が増額になるとか、そういう今のコロナ対策で、会社のほうで景気が良くなって納めるとかそういうふうなのは変更がないのか、見込みどおりに、計画どおり返還されるのか。この点をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

楢山副議長

保健子ども課長。

答弁

保健こども課長 (小向正志君) それでは、初めに、平野議員からご質問がありました、国・県負担金の子どものための教育・保育給付交付金等についてご説明いた します。

平野議員がおっしゃったとおり、歳出のほうの3款2項2目の児童措置費、子どものための教育・保育給付費に充当されております。 こちらは、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となっておりまして、それにあとは保護者利用料が加わって使われております。

こちらは、町内に住所を有する児童へ、教育・保育施設を通じて 教育・保育の提供を行うものに使われるということですので、要は、 保育所とか認定こども園の運営に係る費用に対する補助という形に なります。

以上になります。 楢山副議長 介護福祉課長。 答弁 それでは、2点目の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金につ 介護福祉課長 (田中淳也君) いてお答えをいたします。 この事業については、認知症グループホーム等防災改修等支援事 業の中の大規模改修に当たりまして、10分の10の国庫補助で整 備するものでありまして、施設については、グループホームいこい の森の施設におきまして、エアコンの整備、居室18台、ホール2 台、廊下1台ということで、計21台のエアコンの更新をするもの であります。 以上です。 政策推進課長。 楢山副議長 政策推進課長 答弁 それでは、平野議員のご質問にお答えをいたします。 まずは、6ページ、16款2項1目総務費県補助金の新型コロナ (柏崎勝徳君) ウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金について、まずはご 説明いたします。 こちらの補助金につきましては、新型コロナウイルス対応事業と して今回の12月補正に予算計上しておりますが、1つには主食用 米価格安定対策給付事業、事業費としては1,526万9,000 円、それから、事業者海浜保全活動支援事業、事業費としては48 0万8,000円、この2つの事業に対して、コロナ対策事業とい うことで充当するものでございます。 それから、2つ目、8ページの21款5項1目雑入の町民バス運 行委託料返還金835万2,000円でございますが、こちらにつ きましては、ご指摘のとおり、町民バスの委託料の誤請求に係る十 鉄からの返還金ということでございますけれども、こちらにつきま しては、今年度、1年間で835万2,000円を8か月、8回に 分けて分割で納付していただくものとしておりまして、この金額に つきましては、もう既に十鉄さんと覚書を取り交わしまして、8回 でこの分返還をしていただくという約束をしておりますので、計画

どおり返還されるものと考えております。

		以上です。
		以上です。
	1/\ 1 -2.124 E	
	楢山副議長 	8番。
質疑	8番	子どものための教育・保育費給付金、国・県については、保育園
	(平野敏彦君)	等の運営費に係ると、充当するんだということで。そうすると、例
		えば、この運営に係る部分というのは、働く職員の、例えば賃金、
		給与とかそういう手当に加算してもいいのかどうかというふうな
		の。使途制限があるのか。保育所の運営ですから、職員のコロナ禍
		に対するいろいろな意味での精神的ストレスとかそういうのがある
		のに対する慰労金みたいな形で、手当として支給することも可能な
		のかどうか。この点を1点お聞かせいただきたいと思います。
		それから、8ページのところの十鉄の8回に分けて納付するとい
		うことですけれども、そうするとこれは、3月までにこの分は入る
		ということで解釈していいのか。今現在、何回分まで納付になって
		いるのか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。
	楢山副議長	子ども課長。
答弁	保健こども課長	それでは、平野議員の質問にお答えいたします。
	(小向正志君)	
		   かどうかというご質問ですけれども、これは通常の保育施設等の運
		営ですので、職員の人件費等にも充てられると思っておりますけれ
		ども、それに加えて慰労費として使うかどうかというのは、その施
		設の考え方によるかと思っております。ただ、そこまでのそう
		ですね、はい、その施設の個々の考え方によると思っております。
		C) AGC 134 C CVANEROVIEW VANDA CONTROL OF CAST
	楢山副議長	政策推進課長。
	10日日1000000000000000000000000000000000	以水油造床区。
答弁	政策推進課長	町民バス運行委託料返還金の再質問について、お答えをいたしま
台	以永推進課長   (柏崎勝徳君)	
	(竹岬 <i>附</i> )芯石)	す。
		ご指摘のとおり、今年度、8回に分けて返還していただくという
		ことにしておりましして、1回目は令和2年の8月分、今年の8月
		分ということで、納期限を9月30日までに設定をして行っており
		まして、それが毎月繰り返し行われるということでございます。

		現段階では、3か月分、313万2,225円ということで納付
		されております。ですので、あと残り5回分ということになります。
		以上です。
	楢山副議長	8番、平野議員。
質疑	8番	今の部分については、5回分というのは、そうすると、3月、2
	(平野敏彦君)	月、1月、12月、11月。今、12月ですから、本来ですと4回
		は入っていなければならないんじゃないかなというふうな、これは
		3月を越えてしまうんじゃないかなと思うんですけれども。ここも
		う一点。
		それと、子どものための部分ですけれども、そうすると、この交
		付基準というのは、例えば園児1人に幾らというふうな形で算定さ
		れているのかどうか。ここ、交付基準をお知らせいただきたいと思います。
	楢山副議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長	お答えをいたします。
	(柏崎勝徳君)	ご指摘のとおりでございます。最後の今年度の3月分につきまし
		ては、納期限を4月30日に設定しておりまして、出納整理期間の
		うちに全部納まるということにしております。
		以上です。
	楢山副議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長	こちらの交付金の算定基準についてですけれども、こちら国のほ
	(小向正志君)	うで、3歳未満、3歳以上ということで、それぞれ公定価格総額と
		いうのは決まっております。公定価格総額というのは、内閣総理大
		臣が個々の地域の状況を勘案して決めておりますが、それから保育
		料の国基準額を引いて、それに対する負担割合ということで決めて
		おります。それぞれ保育所、地域型保育事業ということで、それぞ
		れの額が決まっている形になっております。
		ちょっとまだ不勉強でしたので、ここまでしか答弁できないです。

	1/2 11-24 ==	
	楢山副議長	ほかにございませんか。
		14番。
質疑	1 4 番	質問する気なかったんだけれども。
	(松林義光君)	保健子ども課長です。今、平野議員が質問しました。それで、
		人件費とか保育材料とか給食費、1人幾らで来て、それで使うんで
		すけれども。今、コロナの関連で、職員にも、私の聞き方が間違っ
		ていれば取り消します、職員にもコロナの関係で使えますよという
		ふうに聞いたんだけれども、そうですか。もしそうであれば、ちょ
		っと休憩して確認したほうがいいと思いますよ。そうであればです
		よ。どこの保育園も、コロナでこの子ども給付金を活用していない
		と思いますけれども、その辺もうちょっと確認。
	楢山副議長	保健こども課長。
┃ <b> </b> 答弁	保健こども課長	
	(小向正志君)	せていただきたいと思います。
	(,,,,=,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	   楢山副議長	休憩します。
	ПРШЛЕДЕ	11,2.0 30 7 8
		(休憩 午後 2時55分)
	   楢山副議長	休憩を解きます。
	相田田田政人	(再開 午後 2時56分)
	   楢山副議長	その他、ほかに質問ございませんか。(「課長、今のうちに、今
	1百口田1000尺	のうちに伝えたほうがいいよ、課長」「よろしいですか」「今ここ
		は続行して、もし支給できるようであれば、各保育園に通達しなけ
		ればならないと思います。その辺確認したほういい。私が間違って
		いるかもしれません」の声あり)
	(2)( = .1.)	ほかにございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	楢山副議長	なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。
		次に、歳出全般については、議案書と説明書により一括で質疑を
		行います。
		議案書、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正及び、説明
		書、給与費明細書、債務負担に関する調書も含みます。

議案書31ページから34ページ、説明書9ページから34ページになります。

13番。

質疑

13番

(西館芳信君)

13番、西館です。

4点お願いします。

まず第1点が11ページ、2款総務費の2目の一番下にハートピア基金積立金とありまして、これがほとんど400万円減額になっているということで、これは、その400万円がどっちに行こうがそれは問題じゃないんですが、ハートピアがこういうふうに減額になっているということは、申請件数等、今考えれば別にここに積立てしなくてもいいということで、つまりこれは、コロナ禍の下の団体の活動状況を表すバロメーターにもなっているんではないかなというふうに、見当違いだかもしれないけれども、私は考えます。

そこで、もし、そのようでありましたら、前年度の今頃の申請件数と、今年度の申請件数どれぐらい違うのかということで、こういうことで400万円削られたんだよという、総評的な言葉を添えて答弁していただければいいかなというのが1点。

それから、2点目に移ります。その下に、テレワーク体制等整備業務云々ということで、3,100万円計上されておりますけれども、テレワークーつやるということにしても、これは大変なことだなと思って。それで、対象は誰が対象なのかなと。テレワークするから、やっぱり庁舎職員だろうと。そうすると、庁舎職員は、一人一人がうちに帰ってテレワークできるように、例えばパソコンを庁舎から持ち帰って持っていくのかな、あるいは、家にそれぞれインターネット環境を整備しなきゃならないということでそれぞれするのかな。いや、待てよ、全職員だとあまり金がかかるから、これこれの職員までということで割り振りしてやるのかなと。そういうふうな、どういうふうな体制になるのか、そこをちょこっと細かく教えていただければと思います。

3点目、19ページの6款の林地台帳管理地図云々ということで、 再構築ということで、この再構築というのにはどういう意味があり ますでしょうか。

そして、これは普通、我々はただ法務局の公図があれば足りるというふうに思うんです。土地家屋台帳なんかでも、法務局の公図と

ほとんど違わないという感じを持っているんですけれども、あえて ここでこういうふうにするという、何ていうのかな、用途、役立つ のが何だろうということで、ここ3点目聞かせていただければと思 います。

それから4点目、その下の水産総務費で海浜保全活動支援事業費ということであれば全体として分かるんだけれども、頭に漁業者とついているということで水産業総務費の中ということだと思うんですが、あえて漁業者とついたのは、そこがどういうふうな、何ていうかな、役割的になって、それに海浜保全事業がついているのかなと。その辺のところを説明していただきたい。

以上、4点お願いします。

楢山副議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

长

(成田光寿君)

お答えいたします。

11ページのハートピア基金積立金のことについてご説明をいたします。

まず、減額の関係でありますが、こちらは当初予算440万4, 000円だったものを439万8,000円減額しますので、ほぼ 減額する形になります。この辺の理由をちょっとご説明いたします。

実際、ハートピア基金の制度の関係、ハートピア事業の制度の関係からご説明いたしますが、こちらは県の市町村振興協会というところから宝くじの収益金として各市町村に交付されるものであります。おいらせ町でありますと、毎年金額は違いますが、おおよそ1,000万円ぐらい入ります。その1,000万円ぐらいのものをまちづくり団体等にハートピア助成という形で交付するほか、あと町のほうでも集会所の改修費等に充てて、残ったものを基金に積立てして、次年度以降いろいろなものに活用していたものでございます。

今回、この基金を減額する大きな理由としましては、交付元である県の市町村振興協会とのやり取りの中で、町の運用の仕方が実は不適正であったことが分かりました。というのは、先ほど、年間1,000万円ぐらい交付されるという話をしておりました。それで、残ったものを基金に積立てするということもお話ししました。実はこのやりくりがまずいということでありました。その年度に交付されるものは、原則その年度に全部使っていただきたいというもので

ありましたので、よって、今回、基金に積立てする分、要は残った ものを積立てすることで想定しておりましたが、それがかなわない ということになりましたので、基金を全て減額するというものであ ります。その分、基金に積立てできない分は、県の市町村振興協会 とのやり取りの中で充てられる事業等が決まっておりますので、そ の中で、財政とも相談いたしまして、公民館等の管理運営事業に充 てるという形で今年度処理するものであります。

よって、来年度以降にもなりますが、全てその年度に入ったものは、その年度中に全て使い切るというような運用の仕方をしていく考えでございます。

以上です。

楢山副議長

政策推進課長。

答弁

政策推進課長 (柏崎勝徳君)

それでは、西館議員のご質問にお答えをいたします。

11ページになります。2款2項3目の情報政策費のテレワーク 体制等整備業務委託料についてお答えをしたいと思います。

まず、誰が対象になるのかということでございますが、庁舎内、 あるいは職員の中で新型コロナウイルスに感染したものがいた場合 に、例えば一時的に庁舎を閉鎖することがあります。あるいは、濃 厚接触者と認められた方については長期在宅勤務が必要になるとい った場合に、その出勤できない期間の間に避けられない業務がある 場合には、やはりこのテレワークということで、職員が自宅、ある いは役場以外の場所から仕事をしなければならないというような必 要が出てくると思います。また、今後、第3波なりで感染がますま す深刻な状況になってきた場合に、3つの密を避けるというような ことでテレワークを推奨するということがあるかと思います。その 際に役場以外の場所から勤務するということになりますが、その場 合に、役場の中で私たちがふだん使っているパソコンの、パソコン といいますかシステムの中で情報系と呼ばれる部分の作業領域の中 に外部から入ってきて、そこで作業をするということになります。 その際に、家にある自分のパソコンではなくて、家にある自分のパ ソコンでありますと、情報漏洩とか、あるいはウイルス対策、その 他様々な脅威にさらされておりますので、役場でしっかりとセキュ リティーを管理しているパソコンを自宅等に持ち出して、そのパソ

コンを使って作業をするというようなことで考えております。あわせて、その際に、仮想の、例えばインターネットを使ったりとか、 役場の中での業務でのインターネットを使った作業等に使うための ライセンスも、この際、コロナによって様々必要が出てきますので、 ライセンスも増やしていくというようなことで、この委託料という ことで計上をしたものでございます。

以上です。

楢山副議長

農林水産課長。

答弁

農林水産課長 (三村俊介君)

私からは、19ページの林業総務費の林地台帳管理地図再構築業 務委託料の部分について答弁させていただきます。

まず、この再構築の意味ということでしたけれども、もともとこの林地台帳管理システムというのを現在運用しております。これは平成30年度に県の補助金を活用しまして、ほとんど全県、全部の市町村で導入しております。この林地台帳システムですけれども、県から森林計画図というものが配布されております。その森林計画図のデータを町の、要は法務局から提供があった登記のデータに重ね合わせて、GISシステムということで運用しております。

そこで問題点がありまして、この森林計画図の林班という、一つの森林のくくりがあるんですけれども、それと法務局からの登記がずれているという現象が起きております。これは当町だけではなくて、県内のほかの市町村でも同じような状況が起きているということで、その部分を是正して、要は、林班の部分と、この法務局からの登記の部分を合わせるということでの改修という意味で、今回、再構築と定義しております。

これにつきましては、最低限、今これから、例えば森林系のいろいるな事業を行っていくんですけれども、それで、最低限これはやっていかなければならない事業ということで、例えば伐採届とかいろいろ届出書ありますけれども、そういったものも、今のこのシステムの改修が終われば、システム上で、エクセルとかワードで打たなくても、システム上で伐採届とかそういったのも出るという形になりますので、それも含めて改修を行うということになっております。

続きまして、その下の漁業者海浜保全活動支援事業費補助金とあ

ります。海浜保全活動を行うのはいいんですが、漁業者とついてい るのはなぜかということだったんですけれども。

この事業については、新型コロナウイルスの影響で、漁業者が魚 価の下落とか休業を余儀なくされているということで、そういった 漁業者のコロナ対策ということで、海浜清掃活動を行うということ に対しての取組に対して支援するという目的で行うものであります。

事業は海浜清掃活動なんですけれども、実際に行うのが百石町漁 業協同組合の組合員ということで、事業のほうに、漁業者が行う海 浜保全活動だよということで、そういったタイトルにしております。 以上です。

楢山副議長

13番。

質疑

13番

おおむね分かりました。

(西館芳信君)

ただ、第1点のハートピアに関しましては、運営の仕方が悪かったということですけれども、これにつきましては、じゃあ今回のコロナ禍ということは直接関係ないんだなということは大いに分かりました。県のほうから、少なくとも、予算が今後、毎年同じように出るように努力していただければそれでよろしいです。

1つだけ。対前年度と比べた、今の、今年の申請件数のプラスマイナスの状況を知らせていただけないですか。そこ1点です。

それから、テレワークに関しましては、これ、そうしますと、恐らく、どういう体制でやっていくかということはこれからの状況の変化にもよるし、いろいろ臨機応変が求められるのかもしれませんが、これはほとんど人件費は関係なくて、機器材として計上されていると考えていいのかどうか。そこ1点です。

それから、三村課長の分につきましては、大変よく分かりました。 1点だけ。そうすると、私、交付された、申請した経験もないん だけれども、林地台帳のこの出来上がった図面というのは、一般の 人が申請して、それを土地家屋台帳みたいにもらえるものですか。 それとも、一般人はだめだよというものですか。そこです。お願い します。

楢山副議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(成田光寿君)

お答えいたします。

ハートピアの関係です。先ほど申請件数のほうご質問いただいて、 答弁漏れておりまして申し訳ございません。

令和元年度におきましては20件ございました。今年度でありますが、14件の申請であります。

それから、参考までにお知らせしておきたいんですが、実は、ハートピア制度につきまして、今、見直しをしようということでいろいろ動いているところであります。

大きくは3つあります。

まず1点目は、ハートピアという名称でございます。ハートピア そのもの、ハートピアの語源については、合併する前の旧下田町の ときに町の総合計画のキャッチフレーズで使っていた言葉を、ずっ と合併後も使っております。もう合併、おいらせ町になって十数年 たちますので、そのハートピアの言葉の由来とおいらせ町の関連性 がやや難しい部分がありましたので、この機会に、まちづくりに対 する助成のような形で名称変更したいと考えてございました。

それから、助成制度の中身でも、一部見直しをしようと考えてございます。各町内会のほうに最長5年、年1回ずつ、町内会加入促進事業というのをやってございましたが、各町内会のほうでもなるべく活用していただきたいという考え方の下で、金額は減らしながら、年1回、毎年使えるような形で、弾力的な制度に、使いやすい制度に組替えしようということで今動いております。こちらのほうは、今月開催予定の町内会との連絡会議の中でもアナウンスしたいと考えてございます。

以上、参考までの説明も含めての答弁といたします。

楢山副議長

政策推進課長。

答弁

政策推進課長 (柏崎勝徳君)

それでは、テレワーク体制の関係の委託料についてご説明いたし ます。

こちらの経費、委託料につきましては、テレワーク業務を実施するためのシステムを構築するための経費でございまして、職員の人件費等は見込んでおりません。

以上です。

	楢山副議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長	それでは、お答えいたします。
	(三村俊介君)	質問が、森林台帳のほう、そちらの図面等、提供しているものか
		どうかというお話でございました。
		こちらにつきましては、林地台帳管理システムということで、先
		ほどお話ししました伐採届ですとか、あとは森林計画図とか、業務
		用に活用しているものでございまして、特段、住民に対して交付等
		は行っていない状況でございます。ですので、今後もそういった伐
		採届とか、実際に適合通知書というのがありますけれども、そうい
		ったものの事務のために使うものということでご理解いただければ
		と思います。
	楢山副議長	よろしいですか。(「はい。結構です」の声あり)
		10番、吉村議員。
質疑	10番	10番、吉村です。
	(吉村敏文君)	私は2点だけ。
		10ページの2款4目の12節松原地区防災林維持管理業務委託
		とあるんですが、これは業務委託なので、そこの中身と、あとどこ
		に委託をするのかをお聞きします。
		それともう一点は、20ページ、大丈夫ですか、(「大丈夫」の
		声あり)20ページ、7款商工費の中の1項2目の事業継続支援給
		付金とあるんですが、これの中身的なものを少し詳しく教えていた
		だきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	楢山副議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長	私からは、2款1項4目松原地区防災林維持管理業務委託料の件
	(岡本啓一君)	についてご質問がありましたので、お答えいたします。
		この内容につきましては、百石工業団地にあります防災林、町が
		管理する防災林なわけなんですけれども、こちらの林が伸びまして、
		この百石工業団地の企業の敷地もしくは建物のほうにまで越境して
		しまったということで、伐採してくださいという要望が以前から寄

せられておりましたので、その対応をするために伐採の業務委託を 行うものであります。

なお、3メートル幅の距離にして400メートル程度の伐採を予 定しております。

それから、委託先についてのご質問がございました。個別具体的にはちょっと申すのは今の段階では難しいのかもしれませんが、このような森林の、木材の伐採を専門とする団体もしくは企業に発注したいなと考えております。

以上です。

楢山副議長

商工観光課長。

答弁

商工観光課長 (久保田優治君) 私からは、20ページの事業継続支援給付金の中身についてお答 えいたします。

1,500万円の、事業の中身というよりは内訳的な事業の費用 の感じでしょうかね。事業の中身のほうがよろしかったかなと思い ます。

そうすれば、中身でいくと、第1弾、第2弾、第3弾と、これまでいろいろ事業の手を打って、事業所の支援給付金を創設してきました。

第1弾は、最初にやった、飲食、露店、タクシー、運転代行に係る費用でした。

第2弾につきましては、これ以外の小売、サービス業の小規模事業者が対象でありました。

第3弾で、再度、町内のこれらの小売、サービス、飲食等も含んだ業種に、さらに製造業、建設業、運送業も加えて、それぞれ20万円を交付するという事業を創設した中身を精査しまして、第1弾と第2弾は終わりましたけれども、第3弾の事業者でまだ交付手続をこれからしようとしている業者があり得たので、足りない分という形で、おおむね1社20万円の75社分で1,500万円の追加補正を見込んだものです。

以上であります。

楢山副議長

10番。

質疑	10番	私も、この松原地区というのは、工業団地の隣接しているところ
	(吉村敏文君)	なわけですね、これ。恐らく団地のところの防風林かな、防災林か
		な、のところがえらく伸びてきたから、これを切断するんだと。
		木を切って、空間を空けるというものなわけですね。分かりました。
		あと、当然これは、大分、そうだな、相当伸びていますからね、や
		っぱりやらなきゃいかんのかなとは思うんですが。分かりました。
		あと、事業継続給付金なんですが、これから、今ここで1,50
		0万円という形で上がってきているわけなんですが、このコロナ禍
		がこれからまた進んでいくようなのか、また収束していくかによっ
		ては大分違ってくると思うんですが、やはり飲食業さんとか、あと
		サービス業さんもそうなんですが、非常に苦しくなっているかなと
		いう形も見受けられますので、今ここで1,500万円なんですが、
		また補正で今このこういう形なんですが、これから来年度に向けて
		の予算編成にも出てくると思いますので。その辺のところ、様子見
		ながらだとは思うんですが、その辺も勘案して、またこういう形の
		給付金なり支援金なりがまた組めるようでしたら、町長さんにはそ
		の辺のことも考慮していただければなと。ちょっと突っ込んだ話に
		なりましたけれども、その辺のところも要望したいと思いますが。
		町長さんのほうは、これについてはどういうお考えでしょうか。
	楢山副議長	町長。
答弁	町長	ただいま画切がもりましたけれじぇ。 何壮財酒がかかるもので
合并	<sup>       </sup>	ただいま要望がありましたけれども、何せ財源がかかるもので、 今たまたまコロナ対策ということで国から支給があったんですけれ
	(双田 隆石)	うんまんまコロノ対象ということで国から文稿があったんですりれた     ども、また第4次、第5次と、そういう新たな財源が出てくれば、
		こも、また弟母仏、弟母仏と、てりいり刺たな刺像が山くくれは、   対応するように努めます。
		以上です。
		以上です。
	楢山副議長	よろしいですか。
		じゃあ、1番、佐々木議員。
		S ( S) ( I II ) I III S ( I
質疑	1番	1番です。
	- E   (佐々木 勝君)	生に する
		すが。この件について、私、以前にも質問というかしたと思うんで
		すが、これ、1回申請すると、ハートピア助成金は3年でしたか。

それが5年になるということなんですか、継続して助成してもらえるというのは。

それと、名前は変わるのはいいんですが、やっぱり戻すとかじゃなくて、予算がもし県から来るのあれば、以前も私、話したと思うんですが、手続というか申請の方法を簡単にして、もう少し申請しやすくしてもらえれば、もっと考えたような感じで申請をすると思うんですが。その辺も以前お願いしたと思うんですが。今度、今月ですか、また会長会議あるということなので、その辺というのは何か改良してお話しする予定はありますか。お願いします。

楢山副議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(成田光寿君)

お答えいたします。

まず、制度の関係であります。先ほど、5年とか3年とかというお話がありました。大きく分けますと、町内会に対する事業と、町内会以外の団体に対する事業と、まず分かれます。町内会以外の団体に対しては、まちづくり事業という形で、最長3年、年1回であります。町内会に対しては、また3年と5年と2つに分かれますが、地域づくり事業という名称の下でやるものは、最長3年で年1回。町内会加入促進事業、要は町内会員を勧誘するための事業であれば、年1回、最長5年という形になります。大きく分けるとこの3種類ございます。

先ほど西館議員の質疑の中でお話しした、見直ししようとしていたのは、町内会加入促進事業ですね。要は、町内会に加入させるための様々な事業を、年1回、最長5年というものがあったんですが、最長というものを取りまして、その分金額は減らしますが、毎年使えるようなものにしようという見直しをしたいというものであります。

それから、手続的なものは大きく変わりません。事務方のほうでも、町内会であったりまちづくり団体のほうから申請手続等の相談があれば、丁寧に説明するなりして、申請書を出すような形にしたいと思っております。

それから、県から来る交付金の使い方に関わるものですが、先ほ ど西館議員の質疑の中でもご説明したとおり、県の市町村振興協会 から毎年1,000万円ぐらい来ますが、それはその年度中に全て 使わなきゃいけないというふうに仕組みが変わります。厳密に言いますと、これまでまちづくり団体とか町内会等に、それを原資にして助成しておりましたが、そちらのほうも法的にはちょっとやや微妙なところがありましたので、そちらのほうもこの機会に改善しようということで、ハートピア助成、来年度以降、まちづくり何とか助成と変わりますが、そちらの原資につきましては、これまでハートピア事業の下に基金積立てしていたものが約5,800万円ぐらいありますので、そちらから取り崩していこうと考えてございます。以上です。

楢山副議長

1番。

質疑

1番

(佐々木 勝君)

地域づくりとか町内会加入促進とかと、そういった区分けした、 詳しいというのかな、こういうのが地域づくりだよとか、こういう のが町内会加入促進事業だよとかという、そういった説明とか、添 付してもらえるとは思うんですが、その辺確認なんですが。そうじ ゃないと、申請するときに、こっちはどれに当たるのかなとみんな 考えるんですよね。そういったところに分かりやすいようにしても らえれば申請しやすくなるし、何にまた使おうか、これは使えるな、 使えるなという区分けも、各会長さんできると思うので。その辺、 今度、会議のときにでも、区分けしたような内容で出してもらえば 大変助かると思います。私も町内会長を経験していますので、その 辺で分からない部分でいろいろ聞いてきたんですが。その辺でよろ しくお願いしたいと思います。

その辺、もしできるのであれば、どうでしょうか。

楢山副議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

K 2 2 K 7 1019CH

長

(成田光寿君)

お答えいたします。

せっかくのまちづくり助成事業でありますので、なるべく多くの 団体等に使っていただきたい趣旨でありますので、チラシ等に分か りやすく制度もちゃんと記して、なるべく多くの団体に使えるよう な工夫をしてまいりたいと思っております。

以上です。

	1/\ 1 - 1 - 24 = 1	A SWILLIAM TO ELLE A LA LA LA
	楢山副議長 	会議時間を延長いたします。
		6番、田中議員。
質疑	6番	6番、田中です。
	(田中正一君)	私のほうは、22ページの消防費のところなんですけれども、こ
		れ何も質問とかではないんですけれども、お願いです。もう暗くな
		って、各課回って歩けば大変だと思って、ひとつまとめてお願いし
		たいなと思って、今、立ちました。
		というのは、本村地区、ゆうべもNHKの6時45分からですか、
		シャモリにおいらせ町というイルミネーションが映り出されました
		けれども、NHKにですね。その脇に、よくドクターへリが着陸す
		るんですよ。緊急着陸ですね、病人が出れば。そこの広場の南側の
		ほうに電線があるんですよ。それで、ドクターへリが着地するにし
		ても、電線がちょっと邪魔になるなというようなお話がありまして、
		じゃあ私、今、議会でもあるし、ちょっと聞きながら、電線を横の
		ほうに、南のほうなら南のほうにずらせるのであればやってもらい
		たいなと、私思っていました。そのところどうなのか、町長さんの
		ほうも、よかったら、金もかかるあれですから、電線ちょっと横に
		してもらうあれには。
	   楢山副議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課	お答えいたします。
	長	ちょっと私も勉強不足なところもあるんですが、恐らくドクター
	(成田光寿君)	ヘリが着陸する際は、それなりに相応の安全な場所を確保して降り
		るのが先だと思います。もしそこに危険な電線等が、そういう障害
		物があるのであれば、逆に、着陸する場所を調整しなきゃいけない
		ように思います。
		ただ、現地も確認しておりませんし、今聞いたお話でありますの
		   で、具体的な場所等教えていただければ、関係機関等と調整するな
		り動いてみたいと思っております。
		以上です。(「はい。はい。議長」の声あり)
	   楢山副議長	ちょっと、事業費の絡みがあるので、関連しないことから、議長
	IL LHIEW	権限により、この件については発議を打ち切りたいと思います。(「議

		長、議長、議事進行」の声あり)
	楢山副議長	14番。
質疑	14番	議長、発議、権限はいいけれども、今日までに関連質問を認めて
	(松林義光君)	きたんですよ、関連質問。それを今止めるということは、それなり
		の理由がなければ、私は止められないと思います。今までやってき
		たものを止めようということは、それなりの理由がないと私はまず
		いと思いますけれども、その辺はどう考えますか。
	楢山副議長	ちょっと休憩します。
		(休憩 午後 3時31分)
	楢山副議長	休憩を解きます。
		(再開 午後 3時32分)
	楢山副議長	今の件、消防費の話から行って、ヘリコプターの話に移っていっ
		ているもので、それでちょっと話が違うんじゃないだろうか。もし
		あれでしたら、一般質問だったら一般質問の中で話をしていっても
		らえればいいのかなというふうなことなんですけれども。いいです
		か。
	楢山副議長 	8番。
質疑	8番	議長。今質疑しているのは歳出全般でしょう。全般。災害関係も
	(平野敏彦君)	絡んでいるんだから、別にここの項目だけということじゃないと思
		いますよ、私は。
	楢山副議長	未経験で困ったな。(「今、消防費で質問したの。消防費で。だ
		から、それはおかしいと」「消防費について質問してきているから。
		全般というわけではないというように」の声あり)今もちょっと相
		談したんですけれども、消防費としてと話をしてきているので、や
		っぱりヘリコプターの全般的なことのそれになっていくのはちょっ
		とおかしいじゃないだろうかということなんですね。(「いいんだ
		よもう。調べてやっていっているから、いいんじゃないの」「いが
		べ」「暫時休憩するべ」の声あり)

今、8番の平野さんが質問あるようですので、続けます。 質疑 8番 8番、平野です。 (平野敏彦君) 私はばんばん行きますので、ひとつよろしくお願いします。 まず、予算の事項別明細の中で、私がちょっとあれっと思ったの が、節の18節負担金、補助及び交付金になって。 何ページですか。 楢山副議長 質疑 10ページの2款1項7目、これが本来、負担金、補助及び交付 8番 (平野敏彦君) 金が19節でなかったかなという気がしたものですから、ここは担 当課長から、どういう形でこういうふうになっているのか、説明を していただきたいと思います。根拠があったらよろしくお願いしま す。 それから、次の2款2項2目のところですけれども、先ほど13 番議員も質問しましたけれども、このハートピアの部分では、不適 正な運営があったということで、県の市町村振興協会から指導を受 けたんだということですけれども、これが本来積立てをしないで年 度内消化をしていれば、いろいろな意味で町内会とかそういう部分 の要望が満たされたと思うんですけれども。なぜこういう形で積立 てをして、小分けして支給するようになったのか。これ一つ説明を いただきたいと。 それから、これからは年度内消化で、先ほどの説明ですと、年間 約1,000万円ぐらいの原資が来ると。そういうのであれば、今、 うちの町内、二川目町内ですけれども、ごみ箱の更新時期、もう相 当傷んで、それらについても制限を受けているわけですから、やっ ぱり町の、まちづくりの、そういうための町内会助成というのは、 この1,000万円を使ってばんばんもっとやって、充当してやっ たほうがいいんじゃないですか。この考え方、これを、ここのとこ ろは2点。ちゃんと説明願います。

それから、同じく13番が質問したテレワークの部分ですけれど

も、これについては、資材として活用しているのかということに対 しては、システム構築のためということですけれども、そうすると、 3,100万円もそのシステム構築のために充当、使う中身という のは何なのか。たったシステムをつくるためにこんなに金を使うの かということをもう一回説明いただきます。

それから、13ページのところですけれども、2款4項1目戸籍住民基本台帳費のところで、今、国で進めている判こレス化、むつ市が進める、12月1日から押印廃止をするということで新聞に載っています。当町では、国の施策にのっとって、どういう形でこれから具体的な取組をしていくのか。この部分について説明をいただきたいと思います。

それから、あまり範囲が広くてあれなんですけれども、16ページ、衛生費の予防費のところですけれども、高齢者インフルエンザ予防接種委託料800万円あります。新聞等見ますと、このインフルエンザの予防接種、5町村が助成拡充とかと載っています。青森市、むつ市、藤崎町、蓬田村、65歳以上、いろいろな条件を付しながらも助成をしていますけれども。当町は、この予防接種についての、65歳以上、そういうものに対する対応というのは全然考えていないのかどうか。これを一つ説明いただければと思います。

それから、10款のところですけれども、私は、先般も説明がありましたけれども、成人式について、教育委員会の説明ですと、出席する注意事項として依頼しているのは、マスク着用、発熱、風邪症状、こういうふうに書いています。今現在、成人式の中止の記事が結構出ています。町として、中止をせざるを得ないという判断は、どういう基準で判断をするのか示していただきたい。特に、隣の六戸町も中止、六ヶ所村、そういう中で、さらに、出席する者についてはPCR検査とか、2週間前に帰省しなさいとか、いろいろな要件を付して開催するところもあります。六ヶ所村もそうでしたけれども、PCR検査の半額を助成すると言いながらも、結局中止をしている。そういう中ですから、この判断基準、それから、参加者に対するこの制限、この注意事項、これだけでいいのかどうか。この2点、説明いただきたいと思います。

あともう一つ、すみません。

あと、この予算の中で、非常に、見ますと、ページが債務負担、 繰越明許費のところですけれども、第2表。これ見ますと、ほとん どが空調機器の関係で繰越明許になっています。繰越明許の部分見 てみると、年度内に施設の終わらないときの繰越明許費を使用する 場合として、当初予算等の成立後に財源がある突発的事故の発生、 思わぬ災害等によって工事に支障を来しております。これらについ ては、設備を設置するわけですから、これは適当な、繰越明許の設定が適当かどうか。私は、できるものは予算取ったらばんばんやっていけばいいんじゃないかと思うんですけれども。この辺の考え方、併せてお願いします。

楢山副議長

はい。(「最初から順番にやっていけばいい」の声あり) 財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

それでは、1番目の節番号のご指摘の件についてお答えいたします。

議員ご指摘の部分については、負担金、補助及び交付金については19節ではなかったかというご指摘でございました。この件につきましては、今年4月から、以前は7節でありました賃金という節が廃止になったことによって、節番号がそれ以降のものが全部1つずつ繰り上がったことによりまして、それまで19節だったものが18節になったといったようなことでございます。

1番目の質問については以上です。

楢山副議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課 長

(成田光寿君)

ハートピア助成金の関係で幾つかご質問いただきました。ハート ピアの助成金を使って、各町内会の様々な必要な経費に充てればよ かったんではないのかというような趣旨のご質問かと思います。

実は、宝くじ助成金を町で交付を受けて、それを支出する際、コミュニティー関係であれば何でもいいというものではございません。厳密に言いますと、地方財政法という法律の中の第32条に規定する事業ということで定めがございます。こちらは、県の市町村振興協会が定めているものになりますが、繰り返しますが、地方財政法第32条に規定する事業ということで、その事業は12項目に分かれておりまして、それぞれ細かく事業目的等が書かれております。その中には、地域コミュニティーとかという言葉、一切入ってございません。ハートピア、これまで活用しておりましたまちづくり団体等への助成事業も、厳格に言いますと、規定するにはやや難しい部分があります。よって、この見直しの機会を契機に、それを改めて、ちゃんと地方財政法第32条の中に合った事業に充てよう

ということで、来年度以降、今年度からになりますが、公民館等の 管理運営委託のほうに充てるというものでございます。

それから、これまで約1,000万円ぐらい交付されておりました。それをもっと活用すべきではなかったのかというお話もありますが、町では、まちづくり団体、各町内会等のほうにハートピア助成事業のPRをしつつも、それほど、1,000万円に届かず、毎年300万円ぐらいでとどまっておりますが、その事業費程度、助成金程度で終えている経過があります。町内会とかまちづくり団体のほうになるべく多く申請していただければよかったんですが、結果的に件数が伸びなかったという反省点はあります。

以上です。

楢山副議長

政策推進課長。

答弁 政策推進課長

(柏崎勝徳君)

それでは、テレワーク体制構築の委託料についてご説明を申し上 げます。

先ほど西館議員にも答弁申し上げましたが、システム構築の中身 についてということでのご質問でございました。

まず、繰り返しになるかもしれませんが、職員が自宅等から役場 内で我々が通常使っている業務システムにアクセスをして、役場内 の業務システムを動かして、自宅等で業務を行っていくというよう な中身になります。加えまして、あと、何て申しましょうか、仮想 デスクトップと申しまして、今現在セキュリティーを強化する関係 で、役場の中ではその仮想デスクトップというのを使って業務を行 っておりますけれども、そちらのライセンスも、このコロナ禍にお いて業務が必要になるということで、そのライセンスも増やすとい うような中身になっております。担当のほうからは細かい見積り等 もらっておりますけれども、中身が、大変、担当課長でありながら あまりその中身に詳しくなくて大変恐縮なんですが、横文字が並ん だ見積りを頂いておりまして、ちょっとそれをご説明するのはなか なか難しいのですが、簡単に申しますと、先ほど申しましたとおり、 役場外から、役場で現在使っている業務のパソコンを操作して業務 をやっていくというような中身になりますので、どうかご理解いた だければと思います。

以上です。

	楢山副議長	町民課長。
答弁	町民課長(澤頭則光君)	私のほうは、ページが13ページ、2款4項戸籍住民登録費、一番上のところで、国で進めている判こレス化、今後どういう取組を進めていくのかという質問になるかと思います。 各市町村、多少独自で進めてきているというのは、中身は少し不勉強のところがありまして、全部把握しているということはありません。ただ、こちらのほう、住民基本台帳法や戸籍法というのが上位法にあるところです。一応、総務省では、こちらのほうの変更をかけながら進めたいなということでは来て、こちらでも確認しているところです。なので、一応、こちらのほう見ながら進めていきたいなと考えているところです。ただ、一方で、確かに、各市町村、他の市町村になるんですけれども、独自に進めているというところも勘案して、私のほうでも進めていけるところがあればなと実は考えているところもありました。なので、こちらのほうができるのであれば、住民のまず軽減ですね、負担が減るなというところとか、サービスの向上が図られるなということもありますので、そういう市町村も勘案しながら、判こレス化は進めていきたいと思っております。以上になります。
	楢山副議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長(小向正志君)	それでは、16ページ、4款1項2目予防費、高齢者インフルエンザの予防接種委託料に関して、町の対応は考えていないのかというご質問がありましたので、お答えいたします。 町のほうでは、昨年と同様に、高齢者に対するインフルエンザの予防接種した場合の助成ということをやっておりまして、一般の方であれば上限3,500円、非課税の方であれば上限4,500円として助成しております。町内医療機関もしくは指定する医療機関で受診した場合は、一般の方であれば1,000円で接種できますし、そうではない医療機関で受けた場合は、領収書を持ってきていただいた場合は、一般の方は3,500円を上限で、非課税の方は

4,500円を上限にその分の費用を負担しております。

以上です。 楢山副議長 教育長。 答弁 教育委員会教育長 成人式のことについてお答えをいたします。 大変心配をおかけしていると思っております。大変申し訳ないな (松林義一君) と思っていました。 基本的には、前にお話ししたように、私たちとしては、何とか成 人式をやりたい、やってあげたいという基本方針の下で今考えてい るところでありますが、実際のところ、ちょっと心配をしておりま す。八戸市も上十三のところもちょっと報道があるのはご存じのと おりだと思いますが。 それで、お答えをいたしますが、申し訳ないんですが、はっきり とした基準、1名出たらとか2名出たらとかという基準を設けてい るわけではないという。なかなかそういう基準を設けにくいところ がありまして、基本的には、三戸地方保健所管内あるいは上十三保 健所管内の感染状況を考慮しながら、そして町の対策本部ともいろ いろ話合いをしながら、感染の拡大動向を見て判断をしていきたい なと思っていました。現在は非常に心配している状況であります。 なお、PCR検査等については実施しないということは前にお話 ししたとおりでありますけれども、その理由は前にも話したとおり、 検査してから当日までの参加者の行動管理がなかなかできないとい うことですね。これはなかなか難しいだろうなということを考えて おります。 補充については課長のほうから。 楢山副議長 社会教育·体育課長。 答弁 社会教育・体育課 それでは、平野議員の2つ目の新成人に対しての制限ですね。ホ ームページ等でお願いしている部分でございますが、これについて 長 (松山公士君) は、まずは原則、そういう3密対策、検温等も含めて、新成人の方 には、来る前の2週間前後も含めてお願いをしているところでござ いまして、ほかの市町村も参考にしておりますので、そういった対 策としては、ほぼほかのほうのものも含めて、全部そろえてお願い

している形になっております。

まず、一方で、国・県の方針でございますが、今このコロナ禍の 中で、成人式については特に自粛要請等は出ておりません。方針と しても、式典という扱いで、大声出さない行事になりますので、距 離を取って座ってという部分で、マスクもしてということであれば、 特に問題ないのかなとは思っております。ただ、皆さんがご心配さ れるとおり、無症状の方も多いといったこともございますし、成人 式を契機に帰省したことによって、その後、成人式の後に仲間と集 まるという機会もあろうかと思います。そういった部分でのリスク という部分もございますので、それを逆に助長してしまうのではな いかという懸念もあります。ただ、今言った制限については、そう いった形で、ほぼ全部そういう取れる部分を拾っているかなと思い ますし、一方でPCR検査等を実施している市町村は、実施すると 表明している市町村は5市町村ございます。既に実施済みは新郷村 が夏にやっております。それで、今、中止がどんどん増えておりま す。今、8市町村ございます。六ヶ所村もやめるということで記事 に載っておりまして、延期は2町村という形になっておりまして、 40市町村中24市町村が今のところは実施予定ではあります。特 に大きな近隣の十和田市さんとか三沢市さんとか八戸市さんで、や る方向で今もう進めている状況でございまして、当町の新成人の対 象者よりも多い形で式典を開催する予定でございましたので、そう いうところを鑑みますと、今後ももう少しちょっと状況を精査して、 もちろん感染拡大、これ以上悪化するのであれば、中止という判断 ももちろんせざるを得ないかなと思っていますが、現時点ではこう いった対策を取って、最善を尽くして、何とか開催したいなと思っ ているところです。

以上です。

楢山副議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

私から、最後のご質問の繰越明許費の適用について、根拠的なと ころの確認がございましたので、お答えしたいと思います。

繰越明許費につきましては、地方自治法におきまして、歳出予算 の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度 内にその支出を終わらない見込みのあるものというふうに限定列挙 されております。 ここで2つ取り上げられておりますが、こちらで適用する考えと しましては、その性質上年度内に支出が終わらない見込みのあるも のとして適用したものです。

その考え方としまして、今この12月補正で予算が通過しますと、明日以降速やかに指名業者に指名通知を発出する段取りを既に組んでおります。そうしますと、早くても、縦覧期間を考慮すると、来月初め、年明けすぐに入開札となるわけでございます。そうしますと、契約、もしくは、完成検査後の期間を考えますと、年度内にこれをやっつけようとしますと、2か月ぐらいしか工期が取れないことになります。そうしますと、対応できないという業者も出てくると。もしくは、入札自体が不調に終わってしまうといったようなことも懸念されますので、工期を3月末ではなくて6月ぐらいまで余裕を持って工期設ける必要があるという判断をいたしまして、繰越明許費として設定したものでございます。

その期間がかかる見込みとしましては、今年度、学校の保健室等、 エアコンの発注を幾つか行っているわけなんですけれども、その段 においても数か月完成にまで要したので、今回のように大量に工事 を発注するということになれば、なおさら時間のかかるリスクが大 きくなるといったようなことを考えまして、このたびのように繰越 明許費を設定するといったような方法を取ることとしました。

以上です。

楢山副議長

8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

順番に確認していきます。

18節、19節の部分については理解をしました。ありがとうございます。賃金がなくなったということで。予算的に賃金がなくなったということは、今度はどういう形で計上されるか、ちょっと、計上されているか、その臨時賃金は。ちょっとそこを説明いただきたいと思います。

それから、先ほどの企画費のところですけれども、何か県のほうの第32条に規定するその12項目に該当していなかったんだとか言っていますけれども、今まで、結局、この部分は全く気にしないでやってきたわけでしょう。今度からこういう形でまちづくり団体のその部分では、額が、額使ってきたものが、その本筋の部分じゃ

なかったと。よって、今度は公民館費のほうに充当していくんだということで理解していいのかな。これちょっと意味分からないですよ。じゃあ今まで間違ってきたのはどうなんだって。基金に積み立て、使わないでためておいて。今、県からそういう形で、年度内消化をしなさい、駄目ですよと言われて。今度、そうすれば、まちづくり助成金とかと名称変えてあるけれども、今までと、町内会とかそういうのに恩恵を受けてきたものが、今度それがなくなるということですか。ちょっと意味分かりませんよ。ここもう一回ちゃんと説明してくださいよ。

それから、ここの、私は、総務費のところのさっき話した情報の部分、この3,100万円というのは、そうすると、職員の自宅でテレワークをする際のいろいろな機器、そういうものを買っておいて、例えばコロナだった、陽性が出た、待機する、そういうとき、その器械を職員に与えて自宅で仕事をさせるという意味なのか。ただシステム、システムという、システムは390万円か何ぼでしょう。このせいで、共同体制の体制整備というのは、中身は何なのかというのを聞いているわけですから。これもう一回説明願いますよ。それから、判こレス化ね。これはむつ市がもうばんばんやって、申請も要らないということで、項目つくってやっているんですよ。ほかがやって、何でうちができないのか。やはりこういうふうなの先にやることによって、町民というのは、いや、行政は進んでいるな、役場すごいというふうな、こう、受けるわけで、評価違うわけですよ。やっぱりできるものはすぐばんばんやっていったほうがい

それから、成人式ですが。だんだん中止になって、私は、教育長がやってあげたいというのは、この成人式というのは国民の祝日なわけですから、国を挙げて励ますということですから、何も教育委員会がやってあげたいとか、そうじゃないと思いますよ。町全体が祝意を表して、励ましてやろう、祝ってやろうということですから。

いんじゃないですか。私は、この、見ただけで、ああなるほど、こ

れだけの記事になっていますから、確認してください。町民課長、

ただ、私は、このままでいけば、その確認ができないわけですね。 年末、例えば二十何日に帰ってきて、成人式まであと2週間以上あるわけですよ。年末にアルバイトとかそういうのをして、年明けに帰ってきたりなんかしたときに、全然できないよ。それで、課長が

できると思いますよ。

言う、その無症状の状態であれば、成人式でクラスターが発生する可能性もある。私は思うんですよ。それから、そういうとき、特に高齢者、そういうのに感染したら、何のための成人式かということを私は心配しているわけですよ。この辺もどう捉えているか。確かにPCRをやって、すぐ、無症状の場合は出てこないかも分かりません。でも、それらも含めて対応してもらうような方法を検討してください。

以上です。

楢山副議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長

(成田光寿君)

ハートピア助成制度のことでお答えをいたします。

先ほど佐々木 勝議員の質疑の中でもやり取りしてお答えしております。

これまで町内会とかまちづくり団体等の活動助成として運用してきたハートピア助成制度が、今回の見直しによって事業そのものがなくなるものではございません。これまで基金で積立てしてきたものが約5,800万円ございますので、そちらを原資にして、これまでの事業、まちづくり団体等に、活動に助成する事業は続けていきたいと思ってございますので、全く事業がなくなるものではございません。

それから、じゃあこれまでどうだったんだという話になりますが、 県の市町村振興協会のほうから交付される際、交付規程というもの に基づいて市町村で受け取ることになっていますが、その中には、 地方財政法第32条に規定する事業で市町村が必要なものと厳格に 規定されております。地方財政法第32条の事業というものは、総 務省のほうで数年に一度ぐらい見直しをしてきております。対象と なる事業も、先ほど12項目と言いましたが、そちらも事業内容で あったり事業の期限もその都度見直しされてきております。ちょっ と過去の経緯まで分かりませんが、恐らく、従前、当時の地方財政 法第32条の規定事由の中では、コミュニティーとか地域活動に対 する助成のほうはぴったり該当するものがあってよかったのかもし れませんが、現行の政令の中ではぴったり合うものがないというも のでありますので、その辺厳格に言いますと、これまでの運用が難 しくなってきているということをご理解いただきたいと思っており ます。

以上です。

楢山副議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

私からは、最初に質問のありました、賃金がどのようになったの かというご質問でございます。

これまで臨時職員賃金としてあったものは、今年の4月1日、地 方公務員法の改正によりまして、臨時職員から会計年度任用職員と いうように制度が改まりました。そのことに伴いまして、報酬の科 目も変わりまして、短期間のものだとか、もしくはパートについて は、賃金から1節の報酬、それから通勤手当については費用弁償、 こちらは8節になりますか、それから期末手当という科目にそれぞ れ費用が計上されます。それから、フルタイムのものについては、 こちらは一般職と全く同じ科目であります2節給料、3節職員手当 等にその費用が計上されることになります。

以上です。

楢山副議長

政策推進課長。

答弁

政策推進課長 (柏崎勝徳君)

それでは、11ページのテレワーク体制等整備業務委託料についてご説明申し上げます。

まず、3,152万1,000円の委託料につきましては、先ほど来ご説明しておりますとおり……まず、今、役場の中の業務のシステムにつきましては、外部から遠隔で、リモートで操作できるようになっておりません。当然、外部から入ってくるものは全てセキュリティーに引っかかって、入ってくることができませんので、それについては、まず外部から操作をできるようにするというような改修あるいは構築をしていく必要があります。加えまして、職員が外部から役場以外のところで作業をするためのセキュリティーを強化したパソコン、PCを整備して、それをテレワークをする必要がある職員に貸し出して、それから役場の中のシステムを動かしながら作業をしていくような仕組みになります。そのための、現在のシステムの、何ていうんでしょうか、改修あるいは構築ということになってまいります。

もしかしたら、390万円というお話ありましたが、それはもしかしたら、その上に書いてあるWEB会議システムのことなのかなと、今、受け止めをいたしましたけれども、それに関しては、このWEB会議とテレワークというのは関連がないという中身になっております。WEB会議システムはWEB会議システムとして独立したシステムでございますので、それと今回のこのテレワークとは直接的な関係はないということでご理解いただきたいと思います。

楢山副議長

町民課長。

答弁

町民課長

(澤頭則光君)

私のほうは、13ページの判こレス化のほうでした。

先ほどの最初の答弁と重なる部分があるかと思いますが、まず、 住民票の請求や戸籍の請求に関しては、基本的には、住民基本台帳 法や戸籍法に、上位法に基づいて行うものと認識しております。な ので、基本的には、そちらのほうの改正等がなされた場合に、そう いう判こレス化が進むと思っております。

ただし、ちょっと勉強不足の部分もありますので、むつ市の例については確認して検討をしていきたいという部分になりますので、そちらのほうは、こちらのほう勉強させていただきながら、うちで取り組める部分があれば取り組みたいと思いますので、よろしくお願いします。

楢山副議長

社会教育·体育課長。

答弁

社会教育・体育課 長

(松山公士君)

平野議員の成人式の部分でのクラスター発生といった、アルバイトの年明けにという話で、大変不安に思っている部分でございますが。

1つ、やれるんではないかという根拠としては、濃厚接触者の定義を国で、厚生労働省でしております。それには、距離と時間というのが大事で、端的に言うと、マスクなしで、近距離で、もう手が触れる範囲で15分以上会話をした場合というのが、一つ濃厚接触者の定義とされております。

今回の成人式式典については20分ぐらいと。あとは記念写真、 撮ったら帰ってもらうということで、短時間の部分でございますし、 1メートル以上離して、マスクをして、大声出さずにということで やることにしております。そういった部分では、仮に、万が一そういう感染者ということがあっても、濃厚接触者には当たらないのではないかという解釈をしております。ただ、これは保健所が具体的な状況を判断してということになりますので、実際のところ、濃厚接触者と言われる場合も、その状況によってはあるのかもしれませんが。この定義でいきますと、式典の今の開催する距離だとか、そういういろいろな部分を、3密対策等を取っていけば、これに当たらないということが一つ、大丈夫ではないかという一つの判断材料。

あとは、祝日であって、国民がそこはみんなを、祝意を示しているということでございますが、例年盛大に成人式を開催しておりまして、全国的にも中止かやるかという判断で、いろいろな対策等を取ってやっているところを見ています。横浜市については、例年2万5,000人で横浜アリーナでやっていますが、それをオンラインで最初はやると、危険なのでということだったんですが、やはり新成人、保護者等からの苦情が殺到して、やるべきだということで、実際、2会場に分けて、8回に分けて、横浜市はやるという状況もあります、全国的には。一方、札幌市などは、もう延期もしないと、感染状況がいつ収束するかという見込みがつかないということで、中止を決定している大きな自治体もございます。

そういった部分で本当に悩ましいんですが、今は慎重にそういう 感染状況を注視しながら、本当に中止の判断をせざるを得ない状況 にあれば、もちろん議員の皆様にもお知らせしたいと思いますし、 新成人の方に対しても、もしそうなった場合にはきちんと通知をし て、ホームページでもお知らせするという形を取りますので。今後 の状況次第だということでご理解いただければと思います。

以上です。

楢山副議長

8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

分かりました。

今までの質問に対して真摯な答弁をいただきましたけれども、た だし、最後1つ。

昨日、テレビ見たら、給食甲子園というのがテレビに入って、青森県の外ヶ浜給食センターが優勝したというようなニュースがある んですよ。これは、うちの場合は指定管理者制度を導入して、今、

運営していますけれども、この甲子園には参加したのかな。この経 過分かりますか。これまでの何か青森県、特に東北・北海道ブロッ クは常に上位の成績を収めているというのを聞いたんですけれど も。この辺について、昨日のニュースだからちょっと分からないか も分かりませんけれども、うちの給食センターの状況についてお知 らせいただきたいと思います。 楢山副議長 学務課長。 答弁 学務課長 それでは、給食甲子園について、当町の現状というか、出場した のかということで、3年連続出場させていただいております。今年 (柏崎和紀君) は残念ながら県大会で敗退しておりますが、昨年まで県予選を勝ち 抜いて、東北・北海道ブロックに残っておりました。ただ、ベスト 4まで行ったんですが、上位2町村というんですか、2センターだ けが全国大会に行けるということで、要するに決勝で負けたような 形で、2年連続ということでございます。 この情報については、昨年度、町の広報紙あるいはホームページ 等で掲載して、町民の皆様にもお知らせをしていたところです。今 年は残念ながら、先ほども申したとおり予選で敗退したので、ちょ っと情報は出しておりません。 以上でございます。 ここで16時30分まで……(「議長、議長」の声あり)はい。 楢山副議長 (「1点だけ。1点ある。すぐ終わります」の声あり)はい。 14番。 質疑 14番 1点聞きたい。 (松林義光君) 今、平野議員が成人式でいろいろ質問していました。それで、松 山課長は、やれると、悩ましいけれどもやれるという判断の下で答 弁しております。 ところで、私の息子も東京都にいます。正月には帰ってくるなよ と。やばいよということで言っております。どの親も、帰ってきて はコロナをうつすというふうな風評が、もしなればいろいろな風評 が出てくると。一方では帰ってくるなと、それで、教育委員会では、 教育長の名前なのか何だか分からないけれども案内して、式に参加 しなさいと、参加してくださいと。こういう呼びかけであります。 その点どう思いますか。親たちは、本人のその二十歳の親は帰って こいと言っていたかもしれませんけれども、いろいろな、東京から 札幌から大阪から来るにはいろいろな問題があるから帰ってくるな と。それで、教育委員会では案内して、式典に参加してくださいと。 これはどう思いますか。それ1点だけ。

楢山副議長

教育長。

答弁

教育委員会教育長 (松林義一君)

個々の保護者の動きについては少し把握はし切れませんけれど も、確かにそういう動きがあるだろうなと思っております。一番簡 単なのは、やめると言えば一番簡単なんですが。もう危ないからね。 ただ、現時点では、今日、今のこの時点では、何とか実施したいな という思いでいます。中止ということになれば、それ以外のことは 何も考える必要はないんですが、一生に一度の成人式、これを楽し みにしている保護者もいますし、本人もいます。それは、写真を撮 りたいという人もいるでしょう。そういう人たちのことを考えると、 簡単になかなか中止あるいはやめるなどということは言えない。た だ一方では、その全国的な動きについて、保護者が、心配なので帰 ってくるなということも気持ちは非常に分かりますし。こちらとし ては、保護者に対して、あるいは問合せが来た場合については、何 とか自己判断で、何とか大丈夫そうなような対応をしてくださいと。 それがもし無理であれば、参加しない選択肢もありますよというよ うなことで、あくまでも、強く要請するというよりは、家庭での自 己判断、保護者の自己判断をお願いして、何とかそういう機会を設 けていきたいなと思っています。

ただし、これも感染状況の動向によっては、町長さんと相談をしながら、いろいろ対応を考えていかなければならないだろうとは思っています。なかなか難しい状況であるということも、私も認識しております。それから、帰ってくるなという保護者の気持ちともちょっと違う対応をしているということも自覚はしております。それもこれも成人式という特殊なイベントだということもご理解していただければなと思っているところであります。何とか実施していく方向で、今のところは考えています。あした、あさって、動向によってまたいろいろ考えなきゃならないとは思いながらも、何とか実

施していく方向で進めていきたいなと思っていましたので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上であります。

楢山副議長

社会教育•体育課長。

答弁

社会教育·体育課 長

(松山公士君)

松林議員からのご質問ですが、私のほうから、これは現時点での 出席者の数をここでちょっと報告させていただきたいと思います。

今現在、159名が参加の申込みをしております。全体で338名のうち159名の方が出たいということでおりまして、出席率としては46%の方が出席と。その159名のうち県外の方は59名となっておりまして、37%という形になっております。個別に見ると、本当に南は沖縄県、もちろん北海道もあります。いろいろな、兵庫県、東京都、様々、本当にそういう感染拡大地域からの方も来たいということであります。そういう部分で不安がないかというと本当にうそにはなりますが、ただ、それだけの人数が出たいということで、今、参加を表明していましたので、そこの思いをちょっと考えて、もう少し時間をいただきたいなと思っていました。

以上です。

楢山副議長

松林議員、よろしいですか。(「はい」の声あり) じゃあ、質疑ございませんか、ほかに。 保健こども課長。

答弁

保健こども課長 (小向正志君) それでは、先ほど、松林議員からの歳入に関しての質疑で答弁できなかった部分を、貴重なお時間をいただいて確認してまいりました

子どものための教育・保育給付金は、職員人件費や施設運営費と して使われることを想定しておりまして、コロナに対する慰労金、 見舞金として使われることは想定していないということです。

しかし、各施設において、慰労金を支給したことにより他の経費が不足したとしても、増額して請求はできないということで、担当から確認をしております。

詳細については、大変申し訳ありませんが、当課に来ていただい て確認していただければと思います。

ちょっと不正確な答弁をいたしまして、大変申し訳ありませんで した。 楢山副議長 よろしいですか、松林議員。(「俺はいいよ、俺は何もいいよ」 の声あり) じゃあ、なしと認め、歳出全般についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* なしと認め、討論を終わります。 楢山副議長 これから議案第72号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 楢山副議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩をいたします。4時35分まで休憩いたします。 (休憩 午後 4時21分) 西舘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 4時35分) 西舘議長 次に、日程第13、議案第73号、令和2年度おいらせ町国民健 康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。 それでは、議案第73号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特 当局の説明 町民課長 (澤頭則光君) 別会計補正予算について、ご説明申し上げます。 議案書の35ページから37ページ、別冊特別会計補正予算に関 する説明書1ページから6ページになります。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ533万2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,447万1, 000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、支出見込額の精査によ り、一般被保険者に係る高額療養費を増額したほか、令和元年度特

別交付金額確定に伴い、県費償還金を追加。

歳入では、収入見込額の精査により、第三者納付金及び国庫支出 金を増額したほか、財源調整により国民健康保険事業基金繰入金を 減額するものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長説明が終わりました。

これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款について の質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

説明書3ページから6ページになります。

質疑ございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長なしと認め、討論を終わります。

これから議案第73号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

次に、日程第14、議案第74号、令和2年度おいらせ町公共下 水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

地域整備課長。

当局の説明を求めます。

当局の説明

地域整備課長

それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。

(泉山裕一君)

議案書の38ページから40ページ、別冊の補正予算に関する説明書の7ページから12ページをご覧ください。

本案は、既定の予算の総額に28万2,000円を追加し、予算の総額を10億4,978万2,000円とするものであります。

その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査による

【青森県上北郡おいらせ町議会】

職員手当等の増額及び、葬儀場や分譲地の造成による受益者負担金 の一括納付対象者の増加に伴い一括納付報奨金を増額し、歳入では、 歳出でも説明したとおり、葬儀場や分譲地の造成の増加により受益 者負担金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。これから第1表歳入歳出予算補正のうち、 歳入歳出全款についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 説明書9ページから10ページ。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* なしと認め、討論を終わります。 西舘議長 これから議案第74号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 西舘議長 次に、日程第15、議案第75号、令和2年度おいらせ町介護保 険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。 当局の説明 介護福祉課長 議案第75号についてご説明申し上げます。 (田中淳也君) 議案書の41ページから43ページ、別冊補正予算に関する説明 書13ページから22ページになります。 本案は、既定予算の総額に1,870万3,000円を追加し、 予算の総額を23億9,909万4,000円とするものです。 その主な内容でありますが、歳出の総務費では、介護保険報酬改 定等に伴い介護保険システム改修委託料を増額、保険給付費のうち

不足が見込まれる高額介護サービス等給付費を増額、歳入歳出財源 調整により介護保険準備基金積立金を増額し、歳入では、国庫支出 金及び一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。 これから第1表歳入支出予算補正のうち、歳入歳出全款について の質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 説明書15ページから20ページ。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。 \*\*なしの声\*\* (議員席) 西舘議長 なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第75号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、日程第16、議案第76号、令和2年度おいらせ町病院事 西舘議長 業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務次長。 当局の説明 議案第76号についてご説明申し上げます。 病院事務次長 (川原真栄子君) 議案書44、45ページ、別冊補正予算に関する説明書23ペー ジから26ページをご覧ください。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額10億3,516万3, 000円に変更はありませんが、支出の内訳を変更するものであり

資本的収入の既決予定額に128万4,000円を追加し、予定

ます。

額を7,368万9,000円とする一方、資本的支出の既決予定額に256万9,000円を追加し、予定額を9,711万8,00円とするものであります。

収益的支出、資本的収入及び支出につきましては、主に医業費用の材料費の減額、建設改良費では給排水等の工事費の増額に、総務省が進めるオンライン資格確認導入対応のための増額が主なものであります。

なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留 保資金を充当するものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案については、議案書と説明書により一括で質疑を行います。 議案書44ページから45ページ、説明書23ページから28ページ。給与費明細書も含みます。

質疑ございませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、討論を終わります

これから議案第76号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩します。

(休憩 午後 4時44分)

西舘議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開 午後 4時46分)

西舘議長

追加日程第1、発議第3号、おいらせ町議会傍聴規則の一部を改

正する規則についてを議題といたします。

提出者であります松林義光議会運営委員会委員長に代わり、柏崎 利信副委員長より提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 提案理由の 12番 おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理 説明 (柏﨑利信君) 由を申し上げます。 発議第3号、おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則につ いて、提案理由をご説明申し上げます。 本案は、傍聴人については議会傍聴規則により飲食が禁止となっ ているところでありますが、近年の夏場は暑い日々が続くなど、脱 水症や熱中症などの発症が危惧されるところです。 また、最近の新型コロナウイルス感染症予防では、乾燥を避け、 水分の補給が大事だとされています。 このことから、安全対策の一環として、水またはお茶に限っては 傍聴席に持ち込みし、飲用できるよう、所要の改正を行うため提案 するものであります。 何とぞ原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げまして、 提案理由といたします。 以上です。 以上で、提案理由の説明が終わりました。 西舘議長 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 \*\*なしの声\*\* (議員席) なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 西舘議長 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから発議第3号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 西舘議長

次に、議場内での水分補給についてご説明いたします。

地方自治法第104条では、議場内の秩序保持は議長の重要な職務の一つであり、そのために必要な権限が議長に付与されております。

このことから、議場内での必要な措置として、議員及び理事者等 の体調管理のための水分補給として、水とお茶に限って持ち込み、 飲用できるよう、併せて実施したいと考えております。

なお、傍聴規則の一部改正は、公布の日から施行することとして おりますので、議場内におきましても同様の取扱いとすることとい たします。

## 日程終了の 告知

西舘議長

以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを 許します。 演壇にてお願いします。

町長。

## 町長

(成田 隆君)

議員各位には、師走の大変ご多用のところ、令和2年第4回おいらせ町議会定例会にご参集いただき、また、提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。

本年最後の議会を終えるに当たり、改めてこの1年の町政運営に おきまして、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした様々な 困難や課題に取り組む中で、議員各位、そして町民の皆様のご理解 とご協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

また、今定例会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を 十分に踏まえ、真摯に町政運営に取り組んでまいりたいと考えてお ります。

結びになりますが、日を追うごとに寒さが厳しくなる時期となりました。健康には十分に留意いただき、迎える新年が、町民にも、また議員各位にとりましてもよき年になりますよう心からお祈り申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。(「ありがとうございます」の声あり)ありがとうございました。

## 閉会宣告

西舘議長

これで会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第4回おいらせ町議会定例会を閉会

	いたします。ご苦労さまでございました。
	(閉会時刻 午後 4時51分)
事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。
令和 3 年 1 月27日
議長 <u>西舘秀雄</u> 副議長 <u>楢山</u> 忠
署名議員
署名議員 佐々木 勝